

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 柳 道 枝 (12)	<p>1. 学生キャンパスネットの組織化について</p> <p>(1) 太宰府キャンパスネットワーク会議の現在の活動状況について。</p> <p>(2) 市内の各大学、専門学校の学生代表による学生キャンパスネットの組織化についての考えは。</p> <p>(3) 学生と地域社会との連帯活動を行う上での本市の担当部署や学生に対する支援策について。</p> <p>2. 五条橋・建重寺橋線付近の交通安全確保について</p> <p>(1) 朝、夕の通勤・通学時における対応は。</p> <p>(2) 体育センター付近の対応は。</p>
2	中 林 宗 樹 (5)	<p>1. 都府楼跡周辺の観光浮揚策について</p> <p>天満宮周辺の観光復活の起爆剤として、太宰府館のオープン、そして来秋の九州国立博物館(仮称)のオープンとあるが、都府楼跡や観世音寺周辺の浮揚はどう考えているか、伺う。</p> <p>2. 住みよいまちづくりについて</p> <p>住みよいまちづくりのため、ハード面、ソフト面でいろいろな施策が行われているが、古い団地のリニューアル等、高齢化対策について伺う。</p>
3	片 井 智 鶴 枝 (1)	<p>1. 市の情報公開のあり方と説明責任について</p> <p>市民の信頼を得、協働のまちづくりを進めていく上で、積極的な情報公開と説明責任は不可欠である。最近、市の説明責任について市民からの不満の声が上がり、またマスコミでも取り上げられている。このことについて市の考え方を伺う。</p> <p>(1) 市有地の払い下げについて。</p> <p>(2) ホームページ上での情報公開について。</p> <p>(3) 保育所の民間委譲化について。</p> <p>2. 災害に強いまちづくりへの取り組みについて</p> <p>市民意識調査でも災害に強いまちづくりの要望が一番高い。昨年</p>

		の災害を検証し、市民の被害を最小限に食い止めるため、市はどのように取り組んできたのか。
4	橋本健 (4)	<p>1. 環境問題について</p> <p>現在、二酸化炭素(CO₂)排出の影響で地球温暖化により、海面上昇や気候変動が起きている。事の重大さを認識し、広く市民にもCO₂削減のための省エネを訴え、意識の高揚を図る必要があると思うが、本市の取り組みについて伺う。</p> <p>2. 青少年健全育成について</p> <p>少年犯罪の凶悪化と低年齢化に将来を不安視する大人は多い。青少年育成市民の会各支部が機能するよう、活性化を図り、真剣な論議の中でその対策を練る必要があるのではないかと。</p>
5	渡邊美穂 (8)	<p>子育てにおける公の役割とその構築方法について</p> <p>(1) 居宅をはじめとする育児をしている親のカウンセリングについて。</p> <p>(2) 学童保育のあり方について。</p> <p>(3) 保育所をはじめとする民間導入における行政のあり方について。</p>
6	山路一恵 (11)	<p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 市内の開発行為に対して、市は要綱に沿って地域住民と事業者との調整を行う責務がある。しかし、その責任が充分果たされているかと言えば住民側への説明責任が軽視されているように見受けられる。その点について執行部の考えを伺う。</p> <p>(2) 今、自治体独自のまちづくり条例を制定し、開発等協議の義務付け、調整会開催請求や、業者が悪質な場合には罰則規定を設けるなど、積極的な取り組みが各地で広がっている。本市でも条例化を検討していただきたい。</p> <p>2. 保育所の民営化について</p> <p>保育所の民営化は公的責任を放棄するものであり、子育て支援を今後充実させていく上でも公立保育所は必要である。民営化の白紙撤回を求める。</p>
7	門田直樹 (6)	<p>ボランティアによる青少年健全育成について</p> <p>(1) 市内5ヶ所でアンビシャス広場が開設され、協力しながら活動しているが、市は支援を考えているか。</p> <p>(2) 電子機器による仮想ゲームに熱中する子どもが多いが、心身に与える影響をどう考えるか。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員

2番 力丸義行 議員

3番 後藤 邦 晴 議員
5番 中林 宗 樹 議員
7番 不老 光 幸 議員
9番 大田 勝 義 議員
11番 山路 一 恵 議員
13番 清水 章 一 議員
15番 安部 陽 議員
17番 福廣 和 美 議員
19番 武藤 哲 志 議員

4番 橋本 健 議員
6番 門田 直 樹 議員
8番 渡邊 美 穂 議員
10番 安部 啓 治 議員
12番 小柳 道 枝 議員
14番 佐伯 修 議員
16番 田川 武 茂 議員
18番 岡部 茂 夫 議員
20番 村山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	佐藤 善 郎	助 役	井上 保 廣
収入 役	松島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総務部長	平島 鉄 信	地域振興部長	石橋 正 直
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰 博
建設部長	富田 謙	上下水道部長	永田 克 人
教育部長	松永 栄 人	監査委員事務局長	花田 勝 彦
総務部次長	松田 幸 夫	地域振興部次長	三笠 哲 生
健康福祉部次長	村尾 昭 子	総務課長	松島 健 二
行政経営課長	宮原 仁	財政課長	井上 義 昭
地域振興課長	大藪 勝 一	まちづくり企画課長	清本 保 正
産業・交通課長	松田 満 男	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷川 二三雄	子育て支援課長	和田 敏 信
すこやか長寿課長	有岡 輝 二	建設課長	武藤 三 郎
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	上下水道課長	宮原 勝 美
施設課長	轟 満	教務課長	井上 和 雄
学校教育課長	花田 正 信	社会教育課長	志牟田 健 次
文化財課長	木村 和 美		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純 一
議事課長 木村 洋
書記 伊藤 剛
書記 満崎 哲也
書記 高田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、学生キャンパスネットワークの組織化についてお伺いいたします。

本市では、平成10年、市内にある大学、学園の学長と、市長によって構成された太宰府キャンパスネットワーク会議を発足されました。

地域における大学間の相互連携及び大学と市側の意見や情報交換を行うとともに、大学・行政・地域との連携を図るべく、活発な活動が続けられており、公開講座や学園開放などに取り組み、その成果についても開かれた大学として市民に大変喜ばれております。

その太宰府キャンパスネットワーク会議のより一層の充実を図るためにも、そこにもう一つの組織づくりの必要性があると考えられます。

それは、市内に学ぶ学生を中心とした学生主体による学生キャンパスネットの組織化を図ることではないかと考えます。

本市の大学には日本全国はもとより、近年ではアジア諸国を中心に、市内の大学、専門学校で学ぶ留学生も500人にも及ぶと聞いております。

また、市内にある9つの大学に在学している学生の人数も、約1万人以上となっているようでございます。

少子・高齢化が進み、若年層の人口が減少する中で、本市の大学、専門学校には、福祉、保育、情報科など様々な学部のあることから、多数の若い人々が移り住んできております。高校を卒業後、遠く親元を離れ、初めてのひとり暮らしを始める学生や、外国からの留学生も数多くいるようです。

このような学生たちが一日も早く大学や地元になれ親しんで、有意義な学生生活を送っていくためにも、地域住民との連携や協力は欠かせないものがあります。

また、本市のまちづくりに掲げている3大プロジェクトを推進していく上でも、この若い世代の協力が不可欠であり、またそれによって3大プロジェクトの活性化が図られると考えます。

このようなことから、学生キャンパスネットワークの組織化、その活動の拠点となる行政の担当部署の設置、学生の活動に対する支援策についてと、太宰府キャンパスネットワーク会議の現在までの活動状況、将来の展望についてお伺いいたします。

なお、この質問につきましては、平成14年3月議会においてお尋ねいたしました折、「市民と学生が豊かに交流できるよう早期に新たな学生の組織を設置することが必要」とのご答弁もいただいておりますが、機構改革などが行われ、担当部署の変更などもあったことから、その後、どのような取り組みがなされたのか。そして、現在どのようなお考えなのか。具体的な説明をあわせてお尋ねいたします。

次に、五条橋・建重寺橋線付近の交通安全確保についてお伺いいたします。

御笠川沿いの筑紫台高等学校正門から筑紫農協太宰府中央支店までの道路は、朝夕の通勤、通学、保育所の送迎、老人福祉センター利用者の送迎、土曜、日曜、祝日の太宰府天満宮大駐車場利用者の抜け道、体育センター利用者など、太宰府市民をはじめ、実に多くの人々が利用する道路であります。

しかしながら、それぞれの利用時間帯や土曜、日曜、祝日を見ますと、車の離合もままならず、歩行者にとっても安全が確保された道路とは思えません。技術的な問題や財政的な問題があるかとは思いますが、道路の交通規制や拡幅など、この道路の交通安全確保に対する対応についてのお考えをお伺いいたします。

ご答弁につきましては項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問いたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の学生キャンパスネットの組織化についてご回答を申し上げます。

最初に、太宰府キャンパスネットワーク会議につきましては、市内大学等9校の長、市長及び教育長によって構成されておまして、会議の円滑な運営を図るための幹事会を各大学等の事務局長及び地域振興部長、教育部長をもって組織いたしております。

また、会議の目的に沿って、事業の積極的な推進を図るため、各大学等の学生により学生連絡会を組織しております。

なお、この業務につきましては昨年10月の機構改革により、広く大学等とコミュニティづくりとの連携を図る観点から、教育部局より市長部局の地域振興部地域振興課へ所管替えいたしました。

現在までの活動状況といたしましては、毎年キャンパスネットワーク会議及び幹事会を開催しており、意見交換、報告等を行い、毎年2回各大学等の公開講座等の情報を市民はもちろん市外の皆さんにも提供するためのキャンパスネット情報の発行等を行っているところでござい

ます。

先月、幹事会を開催いたしましたし、今月24日にはキャンパスネットワーク会議を開催することといたしております。

また、本年度から各大学より負担金をいただいております。活動の充実、活性化に充てていきたいと考えております。

キャンパスネット事業の参加状況としましては、公開講座等に昨年は市民及び市外者の参加が延べ1万人以上あるなど、大学等と市民との交流が行われ、生涯学習に関する機能と情報を広く地域社会へ開放する等、初期の目的が達成されており、情報誌発行の効果が出ているものと考えております。

また、各大学等の教授等を人材登録し、各種事業の講師として紹介したり、サークルマップを登録し、地域住民のコミュニケーション事業にも紹介を行っております。

次に、市内の各大学、専門学校の学生による組織化と学生と地域社会との連帯活動を行う上での支援策についてでございますが、平成14年7月に太宰府キャンパスネットワーク会議学生連絡会が発足しております。

現在、具体的な組織活動として行われてはおりませんが、市内でのボランティア活動や毎年市民政庁まつりには、市内の大学生等に参加をいただき、ステージで劇を披露していただいたり、各学校のPRをしてもらったりしております。

まずは、この学生連絡会の活性化を図るため、今までの状況、経過を踏まえながら各学校と協議をしているところであり、早急にキャンパスネットワーク会議における組織として活動できるよう進めていきたいと考えております。

その中で、学生連絡会の組織の充実と事業内容を踏まえた学生に対する支援についても検討していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいま地域振興部長より経過の説明をいただきました。

その中で、お尋ねしたいことは、まず学生連絡会が発足したということですが、その拠点とかその支援策とか、そういう具体的な活動の、まあ何て言うんですかね、学生が活動できるような場づくりとか、そういう具体例などはお考えの持ち合わせがあるんでしょうか。お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の中の学生連絡会につきましては、各大学の事情もございまして、キャンパスネットワーク会議として出せる学生については、やはり学生課を経由して出すべきだという意見もございまして、今のところまだはっきりとした連絡会の委員がこちらの方に届いておりませんので、早急に委員さんが決まった後に集めまして、その具体策等については一緒に協議をしていきたいというふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ということは、太宰府キャンパスネットワーク会議の中に含んだ学生連絡会ということでございますね。私が考えておりますのは、その学生中心の学生主体によるキャンパスの組織化ということをお願いしております。

なぜかと申しますと、キャンパスネットワーク会議は平成10年に発足されて以来、先ほど説明にもありましたように本当に市内外から1万人ほどの利用があるということで、大変私も利用させてもらって専門的な分野で、また国立博物館が来るのでそれに向かった専門的な教授の講演とかを聞かせていただきました。本当に喜ばしいことと思います。

その反面、その学生たちはまだまだほど遠いと思うんですよ。今現在、ボランティア促進室で活動してらっしゃる福祉ボランティアの学生の団体があります。それと同時に、今先ほどもありましたように市民政府まつりのボランティア、これ去年はございませんでしたけど、残念なことに。その前の年はたしか400名ほどの太宰府の若い世代が、本当に政庁跡の祭りの中にボランティア入っておりました。そこまでたどり着くまでの間の学生によるキャンパスの組織化というのが、私の願いでありまして、また、学生さんたちもそれを願っております。管理下におかれることよりも、学生が地域の方々と密着して、より一層親密にこの太宰府市の中で活動できる拠点づくり、その支援策というのが願いでございますが、その支援策の考えとその辺のお考えをお知らせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） あくまでも現在進めておりますのは、キャンパスネットワーク会議の組織として学生連絡会を設置しようということで進めております。

なぜかといいますと、学生連絡会でそういうボランティア活動をするにしても、いろいろ行事をするにしても、やはり学校の理解と支援が必要です。

そういうことから、やはり学校の代表として学生たちが出てきてるんだという意識のもとに支援も考えていく必要はございますけども、進めていくべきだという考え方を持っております。

ただ、以前、文教の里交流会という学生の組織、任意の組織がございましたが、やはり学校等の支援がないがためにですね、自然崩壊したというようなこともございますので、きちっとした組織のもとに連絡会を動かしていってもらいたいということで現在は進めております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 前向きなご検討だと思いますが、それを踏まえましてちょっと要望というんですかね、考えてもらいたいと思うんですが、先ほど今年予算の中に各大学から90万円という予算が計上されておまして、それを元にこういう今年はまだ立派なキャンパスネットワークのこういう情報誌ですかね、出ておまして、本当に目にとまりうれしく思います。

そのような中でですよ、例えば、その予算化をしている中でこの学生の組織の方にですね、一緒に含んだとこでできないものか。と申しますのも、平成13年に私総務文教委員で八王子市のキャンパスの視察に行っただけです。これ、前のときにも申し上げましたけれども、そ

の中で、学校と行政とが協力して学生が活動しやすい基金を集めて、その一部を学生の組織の中に配分していくと。そうすることが、地域住民との連携が取られ、図られ、そして学生も地域密着型の活動ができ、充実した大学生活が行われてるということを私は前回は申し上げたつもりでございます。

それと同時に、また今年も八王子市の方にインターンシップについて行かせていただきました。その折に、大学と市の方で連携を取ってインターンシップ、要するにゲストティーチャーならぬ学校における若い世代の学生さんの活動の場ということがあります。そういうものにもつながっていくのではないかなと思いますので、どうぞその辺もご検討していただけるのか。

また、本当に太宰府らしい学園都市のまちづくりにですね、頑張ってもらいたいと思いますので、その辺のご答弁、ちょっとお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算の配分についてでございますが、やはりキャンパスネットワーク会議の一番下部組織として、一番活動をしてもらいたいのが学生連絡会でございますので、当然事業計画を立ててもらって、予算も配分していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それと同時にですね、太宰府キャンパスネットワーク会議の中で組織されております人数ですかね。市長部局の地域振興課の課長さん、部長さんと二段階の組織があるように聞いてますが、間違いございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 二段階の組織はございません。

あくまでもネットワーク会議は学長及び校長と教育長、市長でございます。その中に、幹事会という組織がございます、各学校、大学の事務局長、それに地域振興部長、教育部長が幹事として幹事会を進めると。その下に学生連絡会という組織になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） はい、わかりました。

で、その幹事会の中にですね、例えば行政と大学だけではなく、地域の方々も含めたところでできないものかなという考えもいたします。

と申しますのは、もう高齢化社会を迎えております。そして、地域でアパートに住んだりマンションに住んだり、いろんなところがありますので、やっぱり学生が一番身近に感じるのはその辺じゃないかなと思いますので、地域の情報を直接学校に届ける。学校の方はいろんな土地から学校に学ぶ学生が多いんですけれども、遠くからみえとりますので親元を離れとります。一番頼りになるのは地域住民ではないかなと思いますので、その辺のご検討もあわせてできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 幹事会という組織がございますので、幹事会の中にその話を挙げま

して、論議をしていきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それとですね、一つは私この18歳の人口が減ってる中で、太宰府に18歳人口、要するに若い世代がですね、移り住んでくるわけですよ。そういったしますと、あくまでもまだ18歳という年齢は未成年だととらえております。学校側は学校の方に在学させ、そして住むのはこの地域、市内なんですよ。

そういう中で、不安定な時期を迎えてる、子どもさんというのか学生さんを青少年健全育成の観点からですね、考えたときに市に徘徊ならぬ、とにかく夏場になれば五条駅前かいわいでうろうろいたしましたり、またいろんな被害にあったりとかそういう話もまま耳にいたします。そういうところも踏まえたところでですね、学園サイドの方に行政として青少年育成の立場からも取り組んでもらえればと願っておりますが、その辺は連絡協議会の、その何ですか、キャンパスネットワークの中でそういうお話とか、そういう具体的な例は出ますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先日、幹事会を行ったわけですが、そういうふうな話をするまだ場にはなっていないように感じております。

それで、今小柳議員さんが言われますように、いろいろ地域のそういう問題を幹事会の中に持ち上げてもらって、そして論議していくことによってネットワーク会議が活性化するのではないかというふうに考えておりますので、そういうふうな形に持っていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ早急にそういう子どもたちが、そして学生と市民が密に連絡を取れるような場づくりをお願い申し上げます。

これ余談になりますけれども、せんだって私ども広報委員会をいたしてございまして、議会だよりを作成するに当たりましてですね、その中で100号という記念号を発行いたしました。そのような中で資料を探っておりますら、昭和57年の11月議会においてですね、今と同じように街角のコミュニティカレッジの創作、いわゆる地域市民と大学が一体となり社会教育、生涯学習の一環としてはどうかという質問が先輩議員からなされておりました。本当にその学園都市太宰府らしい発想だったんじゃないかと私ども今喜んでおります。

そういう中で当時から学園都市太宰府としての展望を描いてきたのではないかなと思っておりますが、また、本市においては長年の念願でもありました国立博物館も来年の秋には開館を迎える予定でございます。日本全国はもとより、アジアからもアジアの文化交流の拠点としましても、注目されてる太宰府であると思えます。

このような教育環境が充実し、歴史と緑豊かな文化のまちづくり、本市がまた目指しております地域コミュニティ推進、まるごと博物館推進プロジェクト、福祉でまちづくり、ここにもこの若い力は寄与することと思えますので、どうぞ今後のまちづくりの発展のためにもこの若

い世代を宝物と思ひまして、一緒に共同できるような太宰府のまちづくりをお願いをいたしたいと思ひます。私どもも頑張つてキャンパスネットワークの組織化を応援してまいりたいと思ひます。

以上でこの問題を終わります。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、次にお尋ねの五条橋・建重寺橋線の交通安全確保についてということでお尋ねがございませう。

まず1つが、朝夕通勤、通学時の対応と、それから体育センター付近の対応ということございませうので、一括してお答えいたします。

この認定道路につきましては、おっしゃいましたように通学、通勤、保育園、老人福祉センターの送迎ということで、数多くの利用がされております。そのようなことから、歩行者の安全につきましては、これは白川橋から上流になりますけれども、建重寺橋まで歩道を設置いたしております。御笠川の左岸側、下流に向かって左岸側につきましては、建重寺橋から五条橋まで河川堤を利用した歩行者専用道路を県から管理移管を受けております。そのようなことから、こちらを整備しておりますので、利用していただければ歩行者の安全も図られると思っております。雑草等が繁茂いたしておりますことから、草刈り等を行い、安全を期していきたいと思っております。

次に、体育センター付近の対応についてでございますが、おっしゃったいろいろな施設がございませう。駐車場は十分でないということは承知してございまして、このようなことから、各種団体による大会等が開催される場合は、できる限り庁舎周辺にはたくさんの駐車場がございませうので、この駐車場を有効的に利用していただくようお願いをしておるところでございます。

また、コミュニティバスまほろば号の利用の促進。それから、交通規制につきましても、関係課と連携を図りながら検討を加えていきたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 五条橋・建重寺橋線の今現在こちらにありますのが、市の施設、私立高等学校、保育園を含めると公的な大きな利用なところがあるところが8か所あるんですね。調べて初めてわかったんですが、この道路の中ですら、やっぱり朝、晩、高校生は自転車で。そして、保育園の送迎はお車で。そしてまた、その中に老人福祉センターもありまして大きな送迎のバスが入ってくるわけですね。

でも、お天気のとくもそうなんでしょうけれども、雨が降りますと歩行者にとってはですね、本当に厳しい道路ではないかなと、もう皆さんも重々にご存じだと思いますが、それと同時に天満宮の大駐車場からの抜け道というのが、皆さん、観光客の方もご存じでございますので、ちょっと厳しいんじゃないかなと思います。

先ほど答弁にありましたように、確かに途中までは歩道があるわけなんですよ。白川橋から五条橋までの間が歩道はないんですよ。先ほど隣にあります道路を県の方から管理委託を受けてそこを整備してありますのでお使いくださいということなんですけれども、昨日、月曜日でしたかね。ちょっとそこを歩いてみましたら、先ほどおっしゃいましたように草がぼうぼう生えてるし、今季節の萩の花が花盛りでございました。と同時に、さくですかね。あれがとても低いところがあります。結局増水やりますとですよ、ちょっと危ないんじゃないかなと思います。以前聞いたのは、通学路として何かつくったような話をちょっと聞き及んでおりますが、その通学路及び市民が安全に通行できるようにするには、何かの対策が必要じゃないかなと考えますが、その辺の対策、お考えはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 手入れがちょっと行き届かないことは申しわけございませんが、この五条橋・建重寺橋線は、六百数十mございます。市の方も過去できるだけ歩行者の安全、そういうものを図るためにということで、御笠川改修のときに御笠川ののりを立ち上げて白川橋まではできたということで、それで歩道をほんの1.5mですけども、それをつくってきた経過がございますし、あと白川橋から五条橋までは、体育館の横あたりになるんですけども一部4mと狭いところございまして、そこについても何とか歩道の設置ができんかというようなことで、技術的にいろいろ検討した経過があるということでございますが、なかなかできなかったというようなことで、そういう河川堤を利用したということで、左岸側を加工してきたという経過がございます。

で、ご承知のとおりその道路につきましては、広くするというのがなかなかご承知と思えますけどできません。で、歩行者の安全ということで先ほど言ったようなところを県の整備を使ってしてきたということで、できあがったのが平成13年か平成14年。白川橋から下流の方は平成6年か平成7年と聞いております。

そういうふうで、できることはやってきておりますし、交通規制につきましても五条交差点から太宰府駅の方に大きな駐車場のところに向かう大きな道路、市道でございますけども、あそこの轟商店から入る道路が一方通行になっとなって、一方通行の方も当時随分と研究したということでございますが、いろんな地域の事情もあって現在のようになっているということでございます。再度、もっと細かな現状も変わってきてるかと思っておりますので、そういう交通規制あたりについては、もう一遍検討するというところでございます。

で、先ほど言いました学童が通ります道路についてはですね、たしか委員会で現地視察をしたときにもちょっと低いところございました。そういうところは、交通安全を期すために何らかの安全策をとっていききたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 安全策をとっていただくとするんですが、それよりもですね、やっぱりその道路の農協から筑紫台高校までの間に歩道のあるところはいいんですよけれども、その

白川橋の方からですね、先ほど申しました通学路としてつくられた道路を利用させて市民に利用していただくためには、その安全対策、どういうご指摘があったのか、今答弁の中にはありませんけれども、聞くところによりますとさくの間が何か広いとか、そしてまた向こうの建重寺橋から太宰府小学校に抜けるところ、駐車場のところはさくが低いとか、そういういろんなその何ですか、危険を伴うところがあることだと思いますので、その辺は市の方がなさるんですか。県の方がなさるんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど答弁しましたように、移管を市の方が受けておりますので、市の方がするということになるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） そういうことであればですね、今この建重寺橋付近のですね、交通に対して本当に市民を大事に思われるのであれば、早急にその取り組みを、防護さくをつけるなり、早急になさっていただきたいと思えます。

そして、市民が安全で安心して通れるような策を市の方に強く要望しておきたいと思えます。

それと同時に、そこを使っている方がおればですね、割と草も生えないと思うんですよ。例えばこちらの方を行けますよとか、何かこう案内板をおつけになるとか、何かそういう策も考えが必要じゃないかなと思えますので、この件は強く要望しておきたいと思えます。

それと、体育館の駐車スペースの件なんですけど、私も体育館を使ったりまたそこを通ったりするときにはですね、いつも困るんですよ。行ってまた市役所に来てというのは、太宰府市内の何かのイベントであればいいんですけども、例えば筑紫地区とか、中体連で行うとか、そういう広域的な会場になった場合ですね、どうしても荷物の搬入とかありますので、もしこれできるかどうかわかりませんが、隣の筑紫農協をですね、もし駐車場としてお借りできれば多少緩和ができるのではないかなとも考えますが、その辺のお考えあたりをその主催者側との打ち合わせあたりできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 農協さんあたり、協議できればですね、したことあるんじゃないかなとは思ってもないんですけども、できる可能性はありますので、十分検討していきたいというふうに思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） そのように対策がちょっと運営なさるサイドの方にこういうことがありますよとか、こういうお知らせも必要じゃないかなと思えます。

それと同時に、無理なのは承知なんですけれども、以前議会でもありましたように、質問私覚えがあるんですが、御笠川にふたをして駐車場にするわけにいきませんかという話もあって、無理だということは聞いておりましたが、現状でも無理なんじゃないかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 難しいと思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それはいろいろ事情はあると思いますけれども、あそこにふたをして
というか、こう中洲あたりに行きますと河川に橋げたみたいなのがあってそこにこうあるんで
すが、何て説明していいのかわからなくて済みませんが、そういうふうな少し
駐車スペースとか、市民の安全なんですよね。結局そういうところがあれば、市民は安全で安
心して通行できるということでございますので、どうぞ市民の立場に立たせて今後とも厳
しい中とは思いますが、ご検討していただいて、安心して住みやすい太宰府のまちづくりをお
願いたしまして、私の一般質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたして
おりました2項目について質問させていただきます。

まず1番に、都府楼跡周辺の観光浮揚策についてお尋ねいたします。

太宰府館が10月1日にオープンすることは、太宰府市の観光行政の転換点になるのではない
かと期待しております。太宰府館のオープン、そして来年秋の国博の開館と天満宮周辺の観光
施設は充実してまいります。本市の観光を考えると、天満宮周辺だけではその厚みといい
ますか、ボリュームが足りないと思います。

そこで、都府楼跡周辺の観光の活性化が必要だと思えます。

本市の産業・観光活性化プランを見ますと、事業推進コンセプトとして、

1、まるごと博物館推進に積極的に参加してもらうため、全市挙げてのコミュニティづくり
を推進します。

2、市民の協力を得て手づくりの発見の小径づくりを実施する。そして、市民と連携し、ハ
ード的機能からソフト事業に至るまで定期的にできるシステムをつくります。

3、市内全域がインフォメーションのまち太宰府。市民一人ひとりが情報発信者として機能
できるシステムの構築を目指します。また、ボランティア活動等を通じて、人おこし、人づく
りを実践し、市民が主役のまちづくりを推進しますとあります。

また、プランの展開として、まるごと博物館基本計画との連携とし、

1、市内全域を対象とした魅力ある観光コースづくり、人々の憩いの場となるような茶店の
出店を促し、回遊性の向上を図る観光プログラムの開発を進める。

2、特産品の開発。

3、特産品としての農産物づくりを促進する。

次に、有効利用の要素として、

1、水城跡の保存、周辺整備の活用、広く市民、観光客に伝え観光資源として活用していき、西部回遊拠点地区の大きな柱としていきます。

2、筑紫万葉の道。律令制の平安時代には山上憶良、大伴旅人を中心とする筑紫万葉歌壇が生まれました。万葉集には筑紫万葉歌壇から30人も登場しています。筑紫万葉の道ルートへの復元も考えられます等と列記されております。

この西地区の観光資源の開発に力を入れてあるのがうかがえます。このプランは、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5か年とするとなっており、今ちょうどその折り返し点でございます。

そこで、その具体的な取り組みはどうされているのか。それが現在どのような形で具現化されているのか、お尋ねいたします。

また、都府楼跡や観世音寺、水城跡のある西地区への誘客を今後どのようにしようと考えておられるのかお伺いいたします。

次に、2番、住みよいまちづくりについてお尋ねいたします。

本市では、住みよいまちづくりのためにいろいろな施策がとられておりますが、市民が一番望んでいるのは、自分たちが住んでいるところ、生活している地域、生活環境をいかによくしてもらおうかということでございます。太宰府館や国博ができれば観光客も増え、市の活性化につながりますが、大きな事業だけでは市民の皆さんは納得いたしません。それらと並行して市民生活の利便性や安全、生活環境の整備についてももっと力を入れていくべきだと思います。

そこで、市内には昭和40年代から50年代にできた団地がたくさんあります。これらの団地の1つに、高雄台、それと梅ヶ丘団地があります。この団地内を歩いてみますと、その道路はほとんど団地ができたときのままで、悪くなったところだけ補修する程度で済まされております。全体的に道路はでこぼこ状態であり、歩道は形ばかりありますが、これまた歩道もでこぼこがひどく歩ける状態にありません。片側は電柱が歩道いっぱい立っており通れません。一歩横道へ入りますと幅員も狭く道の両側には側溝が口をあけています。車の離合にも支障を来しております。

このような状態にあることは市の方でも把握しておられると思いますが、平成17年度には、まほろば号の運行も始まります。バスが通るとなると、路面の強度もそれなりに必要になるでしょう。また狭い道路については拡幅もできないでしょう。

しかし、せめて側溝にふたをすることで80cmくらいは広く使えるようになります。そうすると団地はきれいになります。それにまほろば号の運行が始まれば、交通の便もよくなります。住宅地としての魅力は倍加されます。高雄台には空き地も空き家もたくさんあります。

一方、これらの団地では高齢化が進んでおります。これは、新しい人たちが入ってこないからです。魅力ある住宅地となれば人は入ってきます。新しい若い人たちは家を建てます。団地も活気が出てまいります。側溝にふたをする事業について見れば、現在の市の予算ではいつ終わるかわかりません。小さなことですが、これは市民生活に直結していることです。まちの活

性化は、観光客の誘致ばかりではなく、こんなところからもできるのです。

団地の再生、道路の改修、側溝にふたをするということを重点施策として取り組んでいただきたいと思います。団地の再生をして、市の活性化を図っていただきたいと思います。この点についてお伺いいたします。

次に、住みよいまちづくりということで、空き巣や車上ねらいの防犯についてお伺いいたします。

防犯意識の向上のために、啓発活動は行われておりますが、警察との連携がいま一つではないかと思われま。提案ですが、各地区の公民館で警察による防犯教室や地域のことが一番わかっておられる交番との懇談会など開催を行うことはできないでしょうか。交番との懇談会につきましては、昔はなされていたと聞いておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

あとは自席にて質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の都府楼跡周辺の観光浮揚策についてお答えいたします。

現在、平成13年度に策定しました地域の産業・観光活性化プランに基づきまして、九州国立博物館の開設を観光資源ととらえ、現在の天満宮参道に集中しています観光客を、九州国立博物館だけでなく、観世音寺、都府楼跡、水城跡など、市内全域へ誘導するための情報発信の中核施設として、太宰府館を活用してまいりたいと考え、努力しているところでございます。

ご質問にありましたように、都府楼跡や観世音寺周辺へ観光客を誘致し、市内全域へ誘導する方策の一つとして、史跡解説員や万葉会など地元の方々の協力を得ながら、観光プログラムを策定いたしました。この観光プログラムは、市内に点在する豊富な歴史資源を活かしながら、観光客の様々なライフスタイルに対応し、季節ごとの太宰府の魅力を満喫していただくため、回遊できる観光コースを準備しておくものでございます。今後はこのプログラムに添いまして、観光客を迎え入れられるよう協力者の方々とその受け入れ態勢を具体的に整える作業を行いながら、各コースの紹介を市のホームページに載せていくことといたしております。

また、散策途中での休憩希望に対応するため、観光協会において五条から関屋交差点にあります店舗を重点的に、新規会員の勧誘活動を行いました。協会加盟店情報として観光協会のホームページでも紹介しており、今後は観光客が気軽に立ち寄れるような、例えばギャラリー、トイレ、季節の花、食事マップのような情報を提供していきたいと考えております。

次に、特産品の開発についてでございますが、現在数社の方々と太宰府にちなんだ商品の開発について協議を行っておりまして、継続して新商品の開発が実現するよう努力しております。

次に、筑紫万葉の道ルートですが、有名な温泉地や天拝山を有し、万葉歌碑も整備している筑紫野市との連携事業として、JR二日市周辺から水城、都府楼跡や観世音寺、天満宮周辺までの散策ルートを検討し、宣伝するため共通の観光ウォーキングマップを作成していくこと

で、筑紫野市と協議をいたしております。

先ほどからご提案もいただきましたように、歴史遺産だけでなく、筑紫万葉歌壇の里でもある筑紫地域の文化遺産をもあわせた観光振興をお互いに協力して活性化させていくことといたしております。

また、今後のハード面の整備課題としまして、水城堤防周辺の景観を見渡せる展望台や、都府楼政庁跡前の大型バスなどの駐車場整備、坂本地区の田園風景の保存、PRなども、計画的に推進していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 先日、観光プログラムをちょっと見せていただきましたけれども、非常に立派なプログラムができておりました、コースも幾つか立派なコースができております。このプログラムをつくられました、関係されました皆様に対しては大変敬意を表したいと思っております。

そこで、提案でございますが、この産業・観光活性化プランの中にあります推進事業コンセプトで、「市民一人ひとりが情報発信者になる」と書いてありますが、この市民一人ひとりが情報発信者になるということは非常に大事なことだと思います。

それで、これはどうすればその市民一人ひとりが発信者になることができるかということを考えますと、やはり私も長年営業をやっておりますが、営業をやる場合には商品売り込みますけども、商品売り込むときにはまず、その商品に自分がほれ込み、そしてその商品に自信を持たなければならないということがあります。

それで、この観光コースいわゆる太宰府を売り込むためには、やはり市民の皆様がそれぞれに太宰府のよさということに対して理解をいただき、そして自信を持ってその紹介をしていただけるようになっていただくことが大事ではないかと思っております。

そこで、市民の皆様はその理解をしていただくために、やはり先ほど言われましたけれども、史跡解説員とか万葉会の皆さんとかごく一部の方じゃなくて、太宰府市民全員を対象として、今年度からは太宰府塾が開校されるということになっておりますので、この太宰府塾をですね、呼びかけ人としてですね、広く太宰府市民にですね、この観光コース一つ一つをですね、わかっているために呼びかけをやっていただいで、そのみんな一緒にやるわけにはちょっと時間的に無理かと思えますけど、一つ一つを呼びかけて、今日は都府楼跡について歴史の勉強をします。今日は観世音寺について勉強します。その中に、どのような国宝の仏像があると。そういうことをですね、一つ一つ太宰府塾の中でやっていければですね、市民の皆さんもまた、その太宰府の歴史とか史跡についてですね、理解していただいで、今度は自分のところにお客さんが来られたときには、今までは天満宮だけやったけども、今度はこないだあそこで勉強した観世音寺に連れていこうとか、それとか水城跡に連れていこうとか、そういう話になると思いますのでですね。やはりこういうのが回遊性を高くするというか、やはりそうい

うその観光の厚みが出てくると思いますので、この太宰府塾ですね、施設の何て言うんですか、学芸委員さんを要請するだけではなくて、多く広く市民の方に参加していただいて呼びかけができるような方策はできないか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 何せ今、プログラムができたばかりですので、一応史跡解説員とか万葉の会の協力を得てということにしておりますが、その史跡解説委員、万葉の会だけではプログラムの消化も恐らく無理だというふうに思っておりますので、そういう方たちと今後どう市民を巻き込んでいか、協議を十分しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことで、市民みんなを取り込んだ情報発信ができるようなシステムをつくっていただきたいと思います。

次に、観光についてはですね、見る、買う、食べるが必要と言われておりますが、この見ることについてですね、やはり都府楼跡とか学校院跡とかへ行きますと、ただ広っぱで、都府楼跡については広場としての活用ができていたというようなこともありますけども、これも私3月の議会ですね、質問いたしまして、何とか具体的に建物が建たないかということで質問いたしましたときに、市長はちょっと具体的にその実態がわからないんで、そういうのはできないんじゃないかということでご答弁いただいておりますけども、やはりここにはですね、何らかの形で形のあるものをちょっとつくっていただいて、いわゆるいにしへの太宰府をですね、イメージしていただくということが、やっぱり観光客にとっては大事じゃないかなと思いますので、歴史資料館あたりに大宰府政庁の模型なんかもできているということでございますので、そういうのをもとにですね、何とかその具体的に建物が建てるようなことはできないか。これは文化庁がなかなかうんと言わないということもございますけども、やはり私たちの営業の中ではですね、断られたところから営業が始まるという言葉もございます。文化庁がだめだと言われて、はいそうですかと言って引き下がっていたんではですね、この太宰府市における史跡の活用がですね、なかなかできないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はですね、粘り強くですね、文化庁に対しましても働きかけをしていただいて、やはりそこに何らかの形の建物を建てるとか、その駐車場の問題にしましてもですね、駐車場ができるということですね、やはり粘り強く文化庁とですね、交渉をやっていただきたいと思っておりますけど、この辺についてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 建物につきましては、文化庁の許可といいますか、大変難しいと考えておりますけれども、文化財保護法の趣旨でございますけれども、文化財の保存や保護を目的といたしております。

で、その保護の趣旨や目的を十分に考慮した中で今のお話がありました粘り強く働きかけるということでございますので、そのように心得ていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうことで、大変文化庁の方も文化財の保存については非常に厳しいといいますが、ガイドライン持っているようでございますので、なかなか難しいと思いますけども、粘り強くやっていただきたいと思います。

次に、観光の中でですね、買うというところがありますけれども、この新しくできました観光コースを見ますと、この中では買うという場所がほとんどございません。いわゆるあそこの天満宮の大駐車場の裏からずっと、何と言いますか、観世音寺の裏、それから都府楼跡、万葉の小径というようなところを通りますと、あそこら辺はほとんどお店はございません。やはり観光客は買うという楽しみもありますので、観光客を呼び込むには、梅大路から政庁通りを通過して、政庁前へ行く。それから、水城へ誘導するというような形がいいと思います。

そこで、政庁通りの史跡地内にはそういう物販店はできませんけども、政庁通りの南側にですね、最近店もできておりますけども、まだ空き地もたくさんあります。そこを見ましたときにですね、都市計画の用途地域を見ますと、あそこは第一種低層住居専用地域ということで、あそこはなかなか店ができない地域になっております。ここはもう皆さんご存じだと思いますけども、あそこへ店を出そうとしてもですね、住居の建物を建てて、その半分が住居で半分しか店ができないというような地域になっております。これではいつまでたってもなかなかその物販店はできないと思いますので、ここをですね、何とか第一種住専じゃなくて住居地域にして、いわゆる土産物店とか大型の駐車場とかそういうのができる地域へですね、指定変えができないかどうか。これについてちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 都府楼政庁跡の南側につきましては、今お話があったように、第一種低層住宅地域でございます。ここは、観世音寺区画整理事業で整理をしたところでございます。良好な環境の住宅地という位置づけをされておりまして、兼用住宅の建設しかできないということで位置づけがされております。政庁跡周辺の環境を見ます限り、やはり今の状況が一番好ましいのではないかとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 優良な住環境整備ということでありますけども、やはりあそこはいわゆる観光客の入ってくるメイン通りでもありますし、やはりここですね、当時はそういうことで指定をされておったと思いますが、今この観光を考えたときにですね、やはり太宰府市の活性化、観光浮揚についてですね、考えるときにやはりあそこには、そういうお土産物屋さんとかいるんな形ですね、お店ができればですね、活性化になってくるんじゃないかと思えます。それと今全国あちこち道の駅というのができておりますけども、これは大型の施設ですけども、この中でですね、朝取り野菜を売るということで非常に人気があるそうでございます。これは時間がちょっと外れますともう売り切れ状態になっているというようなことですね、や

はりこの政庁前の空き地あたりですね、そういう道の駅みたいな小さなミニ版みたいなものをつくっていただいでですね、そこへ近隣のお客さんを呼ぶということで、そうすればですね、また新しいそこに観光客ができてくると。そこに朝取り野菜を買いに来られるのは1回だけじゃなくて、毎日あるいは1週間に一遍来られますので、リピーターとして来られますので、その方々がですね、新しい太宰府の情報発信者となっていただけますのでですね、こういう観点から見ましてもこの第一種住専をですね、何とか住居地域に指定し、そういう物販店ができるような方策をとっていただきたいと思えますけど、これも前向きに考えていただいでやはり取り組んでいただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども申しましたとおり、大宰府政庁跡周辺の環境を考える以上は、現状の都市計画区域でまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そこで今言いましたように、前向きに考えて観光浮揚のためにですね、あの地域、せめて道路から50m程度ですね、地域をですね、住居地域としてやっていただきたいと思えます。

これ以上、部長とお話ししとつてもですね、なかなか回答が出ないと思えますので、これは要望としてお願いしときます。

議長（村山弘行議員） 1番はこれでよろしいですか。

5番（中林宗樹議員） 1番はこれで終わります。

議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 中林議員の質問につきましてご回答いたします。

開発後、数十年経過した住宅団地におきましては、高齢化が進み、団地のリニューアルが求められているところもあるようでございます。平成15年度に実施しました、住みよか太宰府まちづくり市民意識調査におきまして、福祉、健康面ではバリアフリーに配慮した道路や公共施設の満足度が最も低く、また安全性、防災面でも安全性や防災に対する安心度が低いということが浮き彫りになっております。こうしたことから関係機関や専門家の方々も勉強会を行いながら、健全な市街地の形成に向け、ハード面ソフト面の方策を探っていきたいと考えております。とりわけ住みよいまちづくりの実現には、大局的見地から様々な施策を総合的に推し進めていくことが肝要であると考えております。そこで、防犯、防災などの安全で安心して暮らすことができるハード、ソフト面の取り組み、地域での連帯を醸成する地域コミュニティの形

成、まちづくりの観点からの福祉施策の充実や若い世代が住みたくなるような施策の総合的見解など、市民一人ひとりがもっと住み続けたいと思えるような魅力あるまちの実現を目指して努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私の方からは、古い団地の側溝対策、そのことについてお答えいたします。

太宰府市に古い団地として秋山住宅、榎寺住宅がございまして、これは昭和30年代前ぐらいだと思います。そして、昭和30年代から湯の谷、白川団地等の大きな団地の開発が始まり、昭和40年代、昭和50年代にはさらに大型団地造成が行われてまいりました。初期の開発団地は、道路幅員が4.0m、ふたのない側溝で、当時は車の通行も少なく、生活に支障がなかったようですが、昭和40年代後半からマイカー時代の到来ということで、道路幅員のない、ふたのない側溝が支障を来し始めたところでございます。

そのようなことから、その後市営土木工事費の中で側溝と舗装の改修に取り組んでまいったところでございます。平成7年度からは、団地等の道路側溝整備予算として実施計画の中に織り込みまして工事を始めております。現在も工事を進めておるところでございます。間もなく湯の谷団地、白川団地等がおおむね終了するということでございます。今後も高雄台、梅ヶ丘、そういう団地も含めまして、実施計画によって無蓋側溝の団地の道路改良に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最後のご質問であります防犯活動についてご回答を申し上げます。

市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちをつくるために、市では今日まで様々な取り組みを行っております。例えば、筑紫地区防犯協会が発行いたしております防犯ふくおか、あるいは校区别地域犯罪状況一覧というものをひとつの情報紙として各隣組へ回覧をいたしております。このように市民の皆さん一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで守るというふうな自主防犯意識の啓蒙に努めております。

また、安全な生活環境を守るために、防犯啓発の立て看板を各区に配布するなど、防犯環境の整備等も行っておるところでございます。

ご質問にあります警察との連携につきましては、現在、筑紫野署管内の4市1町と地域住民関係者で組織をいたします、街頭犯罪等抑止対策連絡会議というものを設置いたしまして、それぞれ地域活動のあり方など、様々な情報交換等も行っております。今後さらに安全で住みよいまちづくりにつながりますように、ご提案をいただきました身近な交番との懇談会の開催などもあわせて、今後さらにそれぞれ地域ごとにおきます自主的な防犯組織の設置促進に向けましても、それぞれ地域の皆さん方と協議を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 側溝のふたの事業でございますけども、平成7年から順次行われているということでございますが、これにつきまして平成15年度、昨年度ですね、昨年度はどのくらいの金額の事業をなされ、そして長さにしましたら何kmぐらいなされたか、それから平成16年度においては金額にして幾らぐらいで長さにしてどの程度される予定かということをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 具体的な質問でございますが、平成15年度は、もうご承知のように災害がございまして、まちづくり技術開発課全体が災害復旧ということで、ほとんどなし得てない状況でございます。本来1,000万円という枠をとって実施計画で予算化しておりましたが、災害等に変なお金が要るということで、半分ぐらいに削られたところでございます。ここ数年は、そういう枠の中でやっていきたいと、そういうふうに思っております。財政状況が好転した暁には、一定の予算をとって進めていきたいという、これは方針でございますけれども、そういうところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 複合施設やら散策道路やら大型事業にそれなりにお金は使っておりますんで、それも必要であるという、その意義についてはわかりますが、こういう小さなことと言ったら怒られるかもしれませんが、やはり生活に密着した生活道路に対して、これについてはもっと1,000万円、500万円でのどのくらいの距離の側溝の事業ができるか、これはほとんど10mか20mぐらいやればもうこのくらいのお金は吹っ飛んでいくんじゃないかと思いますが、そういう散策道路やら複合施設やら区画整理事業やら大きなお金を使う大型事業も大事でございますけども、こういう市民の生活に直結した、毎日毎日市民の皆さんは車の出し入れをするのに横の側溝に車を落とさんやろうかということで心配しながら生活されてるんですね。やっぱりこら辺も重点施策として今から取り組んでいただきたいと思いますが、そのような方針はいかがでございましょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） おっしゃるとおりだと思います。

生活道路として本当に皆さんが使われる道路、そういう部分をきめ細かく整備していくということは大変重要だと思っております。そういうことから、数年前から特別な枠として実計枠というのをとって、それも本当に実際工事すると言ったら余り大きな距離はできないというふうに思いますけども、市営土木費の中でも対応し、特別予算の中でも対応したいと、そういうふうに思っております。できるだけきめ細やかな、そういう道路整備も必要と、そういうふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 側溝事業につきましては、来年度平成17年度予算ももうそろそろ編成が始まると思いますけども、1,000万円、500万円ではなくて、もっと大きな金額を積んでいただいて、高雄台なんか非常に住民が困っておられますので、ひとつ事業を早く推進していただきたいと思います。これは要望としておきます。

それから次に、古い団地は石坂とか星ヶ丘、東ヶ丘あたりは、住宅団地が昭和40年代にできておりますので、こちら辺はできた当初は敷地が大体80坪から100坪、120坪ぐらいの大きな区画でできております。それで、ここに家を建てろうということでは家を建てたいという希望の方はたくさんおられるんですけども、やはり面積が大きいもんですから、最近地価も下がっておりますけども絶対金額が大きくなりますのでですね、なかなかその敷地を購入するということに予算的に手が届かないというような状況もありますけども、そこでいわゆる第一種低層住居地域につきましては、最低敷地面積が本市におきましては165㎡、50坪ということで一応設定されておりますけども、この最低敷地面積を若干下げてくださいまして40坪ぐらいにしてくださいと、この100坪、80坪の敷地が半分になって、そこへ家が建つということになりますと、大体1区画1,500万円から1,700、1,800万円する分が半分になりますので、単純計算で大体1,000万円弱の敷地になるということで、これだと今の家を求められてる需要層の方々にはご購入いただける金額になりますので、やはりこれもまちづくり、いわゆるまちの活性化のために、今石坂にしても高雄台にしても非常に空き地それから空き家が増えておりますけども、そういう事情で売れない状況にありますのでですね、やはりこちら辺も最低敷地面積を引き下げてくださいまして、大きな区画が2つに割れて、そこへ家が建てられるような方策をしていただければ市の人口も増えますし、市税も若干潤ってくるのではないかと思います、こちら辺についていかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 第一種低層住居専用地域の面積の関係ですけども、このことにつきましては法律で定められておりますので、それぞれの市町村で考え方を改めるということではできないというふうに解しております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 以前はそうでしたけども、最近は法律も変わりまして、建築基準法も変わりまして、各市でそういう政策もとれるということで、本市では先ほど天満宮周辺の参道周辺の都市計画の基準でいきまして、高さを15mでしたということは、これはこの法律を使ってやってるんでございますので、やはりこれも先ほどの政庁通りの南側と一緒にございまして、やはりやるということになれば、本市が決めればやれるということでございまして、こちら辺ご検討いただけませんかでしょうか。お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 詳しく勉強させていただいて、検討できるものであれば検討していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうことで、そしたらこれも前向きに検討していただいて、いい結果が出ますようお願いしたいと思います。

次に、防犯について若干お話しさせていただきます。

先ほど、防犯についてご説明をいただきましたけども、防犯については市民一人ひとりがやはり防犯意識を高めるということが非常に大事でございます。そのために市の方でそれを手助けする意味で防犯についての啓発活動をやっていたきたいと思います。私どもが見ますと、いろんな連絡協議会とかありますけども、それは直接的には市民に対する防犯啓発にはかかわってこないと思います。それで、今私見ますところでは、防犯ふくおか等、何と申しますか、犯罪の発生件数を回覧板で回してあると。もうこれ程度のことで、市民への防犯啓発をやっているということでは若干手ぬるいんじゃないかと思しますので、今後、先ほど言われましたように、地域地域ごとにそれぞれの公民館活動の中で防犯の啓蒙啓発をやっていただくということで、これは要望としておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、1 番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして次の 2 点につき質問をさせていただきます。

1 点目は、市の情報公開のあり方と説明責任についてお尋ねいたします。

この情報公開は、消費者や市民運動を担う人々が情報公開の制度化を強く求めたことがきっかけでもありますが、情報公開制度の原則は行政の説明責任と透明性、市民の参画と監視を基本としています。今、納税者である市民から、税の使われ方や政策形成の過程、また公共事業の費用対効果など、また市民の負託を受けた議会に対しても大変厳しい監視の目が向けられ、各地で市民オンブズマン的な団体の活動により様々な矛盾や税の無駄遣いではないかという事例が取り上げられ、マスコミでも連日報道されています。

このような現状の中、太宰府市の情報公開と説明責任のあり方を見てみますと、積極的とは言えず、請求があったら情報を提供します。また、市民の疑問に対しても親切丁寧には答えているとは思えない点も多く、全般的に消極的な姿勢に見受けられます。このことを顕著にあらわしている事例として、最近では都府楼保育所の民間委譲化、朱雀の市有地払い下げがまず上げられます。この件では、当事者である市民が、「市は説明責任を果たしていない」と大きな声を上げ、行動を起こしたことは周知の事実です。市は、この件に対し説明をしたという見解を持っているようですが、市民が説明で理解できないというのであれば、説明責任を果たしたことはなりません。

また、この問題に関しては、ご存じのように新聞にも大きく取り上げられました。マスコミ

が行政に対して極めて手厳しいこと、また利害の当事者である市民側の誤解や認識のずれがあったのではという点を差し引いても、短期間にマスコミにこのような問題が取り上げられたということは、市のイメージを極めて失墜させる一方、何か市の姿勢に大きな問題があるのではないかと考えています。市は一つ一つの政策を反映させるため、様々な事業を進めていくわけですが、その事業の中には一部の市民が喜ばないこともあります。

しかしながら、公共の福祉は、個人に優先するという項目が憲法にもありますように、市は総合的に判断し、政策を実行していかなければなりません。その際、一番問われるのは、利害関係がある当事者である市民への積極的な情報の開示と、その疑問に対し明確に答えること、すなわち説明責任を果たし、市民の不満や不安を少しでも解消させ、理解を得る姿勢です。

しかし、この2件で見る限り、そのような姿勢は見受けられませんでした。このような市の姿勢は、市民に不信感を持たせ、收拾のつかない事態を招くきっかけとなります。このことは、歴史と文化の環境税のときも議論されたはずで、一連の市の行政手法は、市民無視、市民不在ととらえられても仕方ありません。この行政手法では市民の信頼、理解を得ることは到底できないと考えます。

そこで、質問の第1点目ですが、市有地の払い下げに関してお尋ねいたします。

現在、福岡市の第三セクターである博多港開発におけるケヤキの購入をめぐる不正疑惑が現在司法の場で争われていますように、公的な機関である市や民間との契約については癒着や談合など不祥事の温床になりやすく、公共事業や公有財産の取得、処分については公平、公正ある手続がなされ、透明性が確保されなければならないと考えます。今回、市有地の処分においては、随意契約で既に売買契約がなされていますが、公募入札を経ずに随意契約がなされるのはどのような場合なのか、またこれまでの市有地売却において、入札を行わず契約に至ったことが過去あったのかどうかお尋ねをいたします。

2点目は、ホームページ上の情報公開についてであります。

まず、この業務はどの部門が担当し、ホームページに載せる内容についてはどのような経緯で決定されているのかお尋ねいたします。

3点目は、保育所の民間移譲化についてであります。

この問題では、保護者会から議会に対し説明会開催を求める2度の請願がなされた後、市による説明会が行われてきました。私もこの説明会に数回出席をいたしました。保護者会の多くの人々が持った感想と同じく、市は説明責任を果たしていなかったと感じています。保護者会側が市に当初求めたものは、公立から民間移譲化という、子どもの保育環境が大きく変化するような計画があるのであれば、その経緯や内容について当事者である保護者会に事前に十分な説明をしてほしいということだったはずで、私は、保育所の民間移譲化はやむを得ないと考えています。公立には公立の、民間には民間のそれぞれのよさがあると思うからです。

しかしながら、市には保護者の不安を解消させる姿勢が見えませんでした。これでは民間に移譲されたらどうなるのだろうかという保護者の不安は払拭されるどころか、結果的に不安を

あおり、市への不信感を募らせてしまったと思います。これでは市民不在と言われても仕方がなく、昨今大きな議論を呼んでいるプロ野球合併問題と共通するところがあります。経営者側の論理、置きかえると市の論理だけで進められています。

では、3点目の保育所の民間委譲化についての質問ですが、保護者にとって民間委譲化という重要な問題を市はどのような経緯で進めてきたのか、時間を追って説明ください。そして、どの段階で保護者への説明がなされる予定だったのかについてもあわせてお答えください。

なお、この民間委譲化につきましては、保護者会の署名活動など熱心な活動が実り、委譲が1年間延長され、保護者会側と協議しながら進めていくこととなったことは、大変喜ばしく思っております。

しかしながら、市の政策が決められていく過程と市民への説明責任に対する市の姿勢に疑問を感じましたので、あえてこの質問をしております。

次、第2項目めは、災害に強いまちづくりへの取り組みについてです。

昨年の災害を忘れず、教訓とするという目的で7月19日フォーラムが開催されましたが、まずそのフォーラムについて質問いたします。

私も参加をいたしまして、専門家による土石流発生メカニズムなど、興味深く聞かせていただきました。また、自然災害を予知することの困難さと今住んでいる地域の状況がどうか、市民一人ひとりが正しく認知し、まず危険を感じたら避難するという意識を持つこと、言いかえれば市民一人ひとりが防災意識を持ち、危機管理能力を高めていかなければいけないという趣旨の内容だったと思いますが、その点は同感しております。

では、あのフォーラムはだれを対象にされたのか、また市民へは町内会での回覧という方法で知らされましたが、このフォーラムが計画されたのはいつだったのかお尋ねいたします。

以下、再質問に関しましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1点目の市有地の払い下げについてでございますけども、太宰府市での不動産の売買契約につきましては、地方自治法の第234条に規定されておりまして、当市もこれに準じて行っているところでございます。

土地の払い下げについては、3つの形態があるというふうに考えております。

1つ目の当該地払い下げについては、土地区画整理事業で今行っておりますけども、保留地を売って、それを財源に区画整理をやっておりますので、売り払いを前提にしておりますので、一般に公募をいたしまして売り払いを行っております。

2つ目には、申請による払い下げです。例えば、自分が持っている土地にプラス市有地が、小さな市有地でございます、例えばもう不要になった道路、水路等々がございまして、それを合わせれば隣接地として活用できるような場合。この場合は特定のものが活用できますので、そういう場合の払い下げですね。その場合は、申請がございまして払い下げを行っております。

3つ目は、今後の事業等で必要な公共用地として有効活用が認めない土地、つまり現在ではもう不必要な土地の処分でございます。そういう場合については、土地の状況等により、その時々で一般競争入札で行う場合、あるいは随意契約で行う場合がございます、その3点でございます。

先ほど公正、公平にというふうなお話ございましたので、価格については不動産の鑑定価格をもとに大体行っておりまして、それによらない場合は近隣の取引状況、あるいは近くの地価の公示価格がございますので、そういうものを参考に価格を決定いたしまして、厳正に対処をいたしております。

随意契約はあるのかないのかというようなお尋ねでございますが、昨年平成15年度では、総務部で4件ほど随意契約を行っております。これは、地方自治法の施行令第167条の2項の規定に基づきまして随意契約をして払い下げを行ったところでございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1項目めの2点目についてご回答を申し上げます。

本市のホームページにつきましては、平成12年9月に開設、平成15年4月1日からリニューアルしており、ホームページの運用、管理につきましては平成15年5月に太宰府市公式ホームページ運用管理要領を定め行っております。

具体的には、ホームページサーバーやプログラムの管理等の全体的な管理、運営につきましては地域振興部地域振興課で行い、各課所管の情報内容の新規作成や更新については、ホームページ作成ツールを使いまして各課の職員が作成し、所管の係長、課長の承認を受け、行政情報を公開いたしております。

本年7月からは、新しく本市の附属機関等の開催情報などを公開するなど、今後も積極的にホームページにおける情報提供を行っていくことといたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次に、3点目の保育所の民間委譲についてご回答を申し上げます。

本市では、行政運営の仕組みや費用の見直しを行う行政改革を昭和63年から取り組んでおります。これは、行政が主体的になるべき領域、それから事業方法の見直しを行っているもので、公立保育所におきましてもその趣旨を踏まえて見直しを行うものでございます。

昭和63年に策定しました第1次行政改革大綱から、現在まで継続して行政改革を実施してきていることを踏まえ、民間にゆだねることができるものは民間にゆだねることとし、公立保育所の役割を見直し、都府楼保育所を民営化することといたしました。

このことから、平成15年4月に1か所を平成16年4月から民間委託とする方針を決定し、同年10月に都府楼保育所を民間委託することを決定いたしました。翌11月に入りまして、実施時期を平成17年4月に変更したと、それから民間委託から民間移譲に変更する決定をいたしたところでございます。

保護者の方々につきましては、平成15年11月に入って、保護者会の会長さんに2回説明を行いました。本年3月議会終了後につきましては、保護者会説明会開催に向け3月から4月まで10回にわたり保護者会会長さんとの協議を重ね、5月8日に第1回目を開催するに至りました。説明会につきましては、その後欠席されている保護者の方々への文書案内も行い、7月25日まで7回行ってきたところでございます。この間、本市は説明会において説明資料を配布し、保護者会からは要望書や質問書等が3回提出されております。回答書につきましては、資料を含め3回提示をいたしたところでございます。説明会の中で、保護者から要望として出されましたものも、受託法人の選考実施基準の中に織り込み、今後のスケジュールもあわせて提示してまいりました。その後、保護者会から8月27日付で都府楼保育所の民間移譲の延期を求める請願が議会に対し提出されましたが、保護者会としては民営化には反対していないこと、それと平成18年4月1日実施なら了承するという考えであることから、本市としましては選択の余地があるということを保護者会にお伝えをしたところでございます。その後、精力的に協議を重ねてまいりました。その結果、請願書は9月2日に取り下げられ、保護者会との確認書の取り交わしを行いました。

今後につきましては、法人移譲に伴う保育内容にかかわる事項につきましては、本年12月をめどに協議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今の部長の答弁で、平成15年に4件の随意契約があるとお聞きしました。このことについてはここではお尋ねはしませんけども、今回の朱雀の市有地の払い下げについては、地方自治法の167条2の5の規定により随意契約になっております。その中には、7つほど随意契約ができる場合が載ってるんですけども、その中の「地価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」となってます。恐らくこの事項に該当するのだということだと思えますけども、鑑定価格というのは最低売却価格であり、坪16万円が著しく有利な取引であるとは言えないと思います。何を基準に著しく有利だと判断したのでしょうか。その説明をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 具体的に今回の五条西の市有地の払い下げだろうと思います。

鑑定価格というのは最低価格ではなくて、今あるべき普通の価格、例えば土地の場合は、売りたい場合は値段が安くなります。買いたい場合はやはり少し値段を高くしてでも買いたいというような、いろんな条件があると思うんですが、その土地が持つ一般の正常な何もない価格で鑑定をされておりますので、私たちが言うところの正常な価格というふうに言っとるんですけども、高くもない安くもない、皆さんから見ての価格だというふうに考えております。

今回、建設部の方で判断しましたのが、今土地の値下がり率が毎年高いところでは8%あるいは5%前後、値段が下がっているという傾向があります。太宰府市の住宅地においてもそうい

うふうな傾向がございます。そこで1年前の鑑定価格で売れたというところにこの地方自治法施行令第167条の2の第1項の第5号、地価に比べてかなり高く売れたのではないかというふうなことから、随意契約の方に必すと。なかなか宅地の方も、60坪前後の宅地ですと、先ほど中林議員さんがおっしゃったように、ある程度需要がある面積については土地がかなり売れます。私も区画整理をやった経験からいいますと、それが100坪も150坪もあると、なかなか売れないというのがあります。今回も300坪ほどございましたので、買う方が特定されます。それでなかなか売れないということ、あるいは形状によっても、真四角のものについては売れますけれども、形が悪いものについては使い勝手が悪いということでもなかなか売れないということもございまして、そういうことを勘案して1年前の価格で購入していただけるということであればこの5号に該当するというふうに私も説明を受けて、そんなふうな考え方を持っております。この地方自治法施行令に該当するのではないかというふうに私の方も判断いたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この該当する土地は田ですね。それで不成形の土地、それと今市は財政難の折、有利な内容で売却して、できるだけ市有地の塩漬けを少しでも解消したいという思いがあったと思います。私がもし個人の立場だったら、相手の気が変わらないうちに早く売ってしまいたかったと思います。

しかし、市有地っていうのは市民の財産でもありますし、売却するという行政行為においては特に客観的な判断が必要になるのではないのでしょうか。これは有利だろうとかという、職員個人個人の主観が入る余地はないし、主観で進められるべきものではないと思います。これは参考までに今年の平成16年8月13日の西日本新聞の記事なんですけども、県の土地が、県が試算した値段の20億円の実は2倍、落札42億円で売っております。今年の8月13日です。これは、やはり予想を大幅に上回る売却益が県の中に入っております。ですから、こうなるだろう、ああなるだろうっていうのは、それは主観でありまして、結局市民に対してはそういう主観は、私は通じないと思います。客観的な判断には公募でしかなかったと思うんですけども、公募というのは、例えば市政だよりとか市役所の前に公示板がありまして、そこに公示っていう方法をとったら、それも公に知らせるということで効果はあったと思いますけども、この公募という手続をとろうという議論は担当課とか担当部、その間でそういう議論は一度もなされなかったのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 昨日もそのことでご説明したと思いますが、代替地ということで、一定の事業期間の確保、そういうものが必要でございました。そういうことで、先も見えてきたところから、ほかにも代替地ございますので何とかしなければならんという考えはございました。そういう中で、今回の話が出てきましたので、公募という形はとらずに随意契約をさせていただいたということでございます。

公募を今回なぜとらなかったかと言うと、その事業の背景とかタイミングとかそういうのがございまして、随意契約にさせていただいたということでございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この市有地に関しまして、関係市民の方は5月23日の日に、この市有地が売却されているってことを聞いております。その後、市に対して、そうですね、5回ほど説明を求めています。この手続を見ましたら、市民からも陳情書が議会にも出されている中、契約を急いで締結したように私には見受けられます。業者がまず市に買い取りたいという希望を申し出たのはいつなのか、それと契約の日にちが8月18日となっておりますけども、この契約日ってというのはいつごろ決められたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） このお話が来したのは、平成15年の春ごろでございます。市の方も、先ほど言いましたような中から、一定この代替地について何とか売る方向で考えておりましたことから、その仲介業者の中で一体的な土地の利用を図るということでございました。その間災害等もございまして、またいろんな土地の話も他の業者から来たということも伺っておりますが、平成16年になりまして、仲介業者から具体的な話が出てまいりまして、今回の話になったということでございます。

住民の方については、改めて6月に入りまして経過等もできる限りお話をしてきておりますし、市の方といたしましては、大体もう少し早い時期に業者の方の話がございましたけども、市民の方のお話をできるだけ聞くということで、3回、4回とお話し合いをしてきたということでございます。そういう中から、盆を過ぎたところに売買随意契約をするというような運びになったところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今経過をお聞きしましたが、最終的にこの随意契約によるとか売買価格の最終的な決済ってというのはどなたが行うのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 金額によって決裁権限が違いますけども、この場合は、最終的には金額が大きうございますので、市長決裁という形になります。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 市長決裁とお聞きしましたが、じゃあ市長にお尋ねいたしますけども、これ地方自治法の167条の2の5の運用の基準内で正しく運用されたとの見解を持っているようですけども、しかしその解釈に、瑕疵いわゆる欠陥があったのではないかということ。これは最終的には司法の判断にゆだねると思うんですけども、それと今回は防災公園の設立をと陳情請願もなされてました。それなのに市は随意契約でもう既に売却を行ってました。用地買収事業は多額の公金、すなわちその主な財源は税金であります。その手続は、納税者で

ある市民に対し透明性を確保しなければならない。この一連の経過に対し、市長には市民への説明責任の義務があると思いますけども、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の市有地の払い下げの問題でございますけれども、ご承知のように売却いたしました用地というのは、地区道路整備事業の中のいわゆる代替用地として確保したものでございます。決して遊休地の用地ではございません。ということで、今回事業の見通しが立ったんで、売却の対象とした、まずこの事実がございまして、したがって、これをどこに払い下げるかの問題につきましては、ただいま担当部長からも説明いたしましたように、いわゆる一番有利な方法、そしてまた目的が地域の発展等々に十分意を尽くした形での売却ということで、随意契約による売買の決定をしたと。価格につきましては、いろいろ問題点上げてございまして、不動産価格の鑑定、隣接等の売買価格等を勘案して、この価格で決定したということの報告を受けまして、私はこの決定、売却については、事務手続においては妥当であるということで決裁をいたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長のご答弁の中で、事務手続に関しては妥当だとお返事いただきましたけど、確かに公共事業のための用地取得というのは大変多くの地権者の同意が必要で、担当課の職員の方にはご苦労が伴うと思います。しかし、それに伴う費用というのは、市民の税金でありますので、できるだけ透明性ある手続っていうのが確保されなければいけないと思います。そういうふうな見解に立って、これから市有地の払い下げについて、また全体的な市有地の払い下げについて、市はどういうふうなお考えを持っておられるのか、もう一度確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども、法律を守りながら業務をしておりますので、地方自治法、あるいは先ほどから言っております地方自治法施行令、あるいは私どもで契約事務規定というのがございますので、そういうことを守りながら今後とも進めていきたいというふうに考えております。その結果については、今回も議会の方に平成15年度の決算の認定において、どこの地目をお幾らで売却しましたよという報告をいたしておりますので、今後ともそういう形で市民にわかりやすく情報公開っていうんですかね、をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 1番目は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き開議を開きます。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ホームページ上の情報公開についてお尋ねいたします。

ホームページを近隣の市町村等を見ても、大きな違いとして市の観光関連の話題は充実しています。カラー刷りになってます。ただ、市のホームページに掲載されてませんが条例集、それと入札工事発注見通し、結果に関する情報、それと市長のタウンミーティングの日程とか市長交際費っていうのが、ほかの市町村、春日、大野城、福岡、筑紫野では載っております。この市長交際費については、これまでの情報公開の運用状況の中では平成15年4月1日から平成16年3月31日までの請求の中でも一番項目が多いところになってます。今後これらを載せていく予定があるかということ、それとこのホームページについては担当課の職員がやってるってことを聞きましたけども、IT化ではかなり設備投資しておりますので、迅速に対応するには兼務じゃなくて専任の職員の配置が必要じゃないかと思います。それと専門性を高めるためにも、職員の技術的な向上を目指した人材育成の必要があると思いますけども、そのあたりの市の考えをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ホームページ掲載の取り扱いにつきましては、各所管で行っておりますので、その必要性に応じて掲載されるものというふうに考えております。

それから、コンピューター関係の研修につきましては、時期を見ながら研修を行っておりますので、その研修のアンケート等をとっておりますので、そういう専門性の研修が必要というようなことになれば検討していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ここにいる執行部の方も議員の方もホームページを開く機会が多いと思いますので、ホームページのよさっていうのは、いつでもどこでも迅速に見れることだと思いますので、できるだけ職員の人材育成、そして専門、そこをホームページの担当係にして、ぜひホームページの内容を充実して欲しいと思います。

次、3 番目の保育所の民間委譲化についてお尋ねいたします。

保育所の民間委譲化では、これまで7回の保護者会の説明会をして、そのときの市の姿勢っていうのは、一貫して平成17年度実施ということで強行だったのに、急に1年間延長が決定されました。これは、なぜこのように1年間延長になったのか、日にちを追っていきますと、市の方からは8月31日に保護者会に対して合意書が提案されてます。それで9月1日に保護者会で合意かどうかの話し合い、それと9月1日付で合意となっておりますが、今回の保育所の民間委譲化について私思いましたことは、本来ならば合意形成がなされた後、民間委譲化を計画的に進めていくべきだと思うんですが、順序が逆ではなかったかと思っております。これは歴史と文化の環境税のときも全く同じような手法で混乱を招いてます。市には、何か当事者の理解を求めていくっていう姿勢がとても欠けているのではないかと思います。この件については助役が説明会にずっと来ておりました。助役のご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 説明責任が欠如しておるんじゃないかというようなことでございますが、いろんな見方はあろうかと思えます。職員も私どもも精いっぱい説明責任は果たしておるつもりでございます。

今ご指摘の件でございますけれども、部長が詳細については説明をいたしました。5月8日に第1回目の保護者の説明会を開催し、そして7回にわたる説明会を実施してきております。それは見える形でございます、見えない中においては、事務協議の中におきましては課長あるいは部長、次長というような中で説明会を、事務協議を重ねてきておる部分はございます。そういった経緯が、いろいろ議会の皆さん方にも請願という形の中でいろいろ出ました。そのことも含めて肝に銘じて私どもは説明会にも当たりましたけれども、9月2日付をもちまして合意に達したというようなことでございます。都府楼保育所の民営化については了承するというふうな保護者会の回答等がございます。そういったことがあって、実施時期を平成18年の4月1日とするというふうなことで決めたわけでございます。

その間、法人移譲に伴いますところの保育内容にかかわる問題、あるいは第7回まで保護者の説明会を行い要望事項等を行ってきた、聞いてきたわけでございます。その以外の部分等につきましては、その間12月までというふうな説明をしましたけれども、担当部長、次長を中心とした事務協議になろうと思えますけれども、必要に応じて事務協議を行い、そして調整をするというふうなことで合意をいたしております。この保育内容の中で一番の争点というふうに私も7回参加しまして思っておりますのは、保護者の皆さん方につきましては、都府楼保育所の保育方針を継承してもらいたいというのが一番の願いだったと。人権の視点あるいは特別保育の要望、ハンディを持った幼児の保育の問題、あるいは延長保育の問題、乳児保育の問題、一時保育、休日保育等、こういった問題等々が課題として出てまいりました。それが第7回までの部分でございます、私どもはこの民営化に伴って、新たな喫緊の課題でありますところの子育て支援策、大きく分けまして、この説明会の中におきましても申し上げておったわけでございますけれども、子どもを取り巻く社会環境あるいは情勢が変化をしてきておると。新たなこの議会の中でも要望事項等がたくさん出されました。やはり在宅の中で子どもたちを育ててある方々あるいは保育所に預けてある方、幼稚園に預けてある方、たくさん5,000人ほどでございます。その中での約3,000人ぐらいですかね、家庭におられる方がいらっしゃるわけです。そういった方々が、地域の希薄化でありますとか、そういった中で子育てに対して悩んである、そういった中でいろんな事象が起きておることも事実です。

そういったものを解消する子育て支援策に私どもは重点施策として置いておく必要があると。そういったところから今回の民営化に踏み切り、平成17年以降の中でその取り組みを強化していこうというふうなことで行ってきておりました。そういった説明を部長、次長、職員上げて説明をしておりました。私どもの中においては不足した部分もあるかもしれませんが、限りを尽くして私どもは行ったというふうなことをご理解いただきたいというように思い

ます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 1年間ただ延長するというのではなくて、公立から民間へと経営形態が変わるっていうのは、保護者、子どもたちも本当に大きな不安になりますので、できるだけ保護者に最大限の配慮をしていただきたいと思います。

それと、過渡期といいますか、移行期、しばらくはいろんなトラブルとかいろんな問題が発生すると思うんですけども、そのときに市はその委譲先に対して調整が図られているのか、また市が指導することができるか、そこら辺はどうなっているかということと、実際この移譲先の方が何社か現地の方を視察に行ってますが、保護者会がブラカードを持って何名か移譲反対っていうのを実際その場でやっておりまして、実際移譲先の方はそういう状況を全然知らなかったそうです。そういう状況の中で、果たして民間委譲化にされて本当に保護者の不安を解消できるようなことができるのかどうか、私もそこは一番心配です。時間が押しておりますので、助役そこら辺簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） この問題につきましては、事務的な内容でありますので部長の方から回答させたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 1点目の苦情の件でございますが、いろんな保育所での問題につきましては、いろんな苦情だけじゃないと思うんですが、いろんな悩みとかそういうことは当然出てくるかと思えます。そのための苦情処理委員会ということも説明会の中でもお話しをさせていただきまし、もう一つは保育所に対する第三者評価事業というところがございますので、そういうものも本市としても今後検討していきたいということもお話しさせていただいたので、そういうものを含めまして今後詰めていきたいというふうに思っております。

それから、当然、民間移譲することによっていろんな不安というものが当然あるかと思いますが、そういうものについては、ならし保育期間とか、それから先ほど助役の方から話が出たんですが、12月をめどに、そういう細かな点になってくるかと思いますが、そういうものにつきましては保護者会と、それから私どもの方で詰めていきたいと思っておりますし、詰めた内容についてはきちっと法人の方に伝えていきたいと思っております。

それから、その協議する中で、当然私どもを通じて法人の方に話すことでは伝わりにくいということもございますので、法人も入った中で協議もしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） できるだけ保護者の不安を取り除くように1年間やっていってほしいと思います。

説明責任と情報公開について質問してきましたけども、情報公開とか説明責任は、政策の最高責任者である市長の責務でありますので、できるだけ市長自身のお言葉で自ら市民にわかりやすい説明をしていってほしいと思います。

また、市民への情報公開はもちろんですけども、行政内部ですね、市の職員や議会に対してもやはり提供が積極的ではないと感じてます。よく聞くことですけども、情報を新聞で得ることが多くなって聞きます。ですから、やはり情報を共有化していくってことは、これは一番基本であると思いますので、できるだけ積極的に情報を公開じゃなくて、情報提供をしていただきたいと思います。

1項目めはこれで終わらして、2項目めをお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 2項目めの災害に強いまちづくりへの取り組みについてご回答いたします。

ご質問の本年7月19日の事業につきましては、昨年の災害を今後の教訓とするために、市民啓発の広報活動をはじめ、市役所1階ロビーにおきましては、災害現場等の写真及び資料の展示、そしてその日の夜には、日本応用地質学会九州支部によります土砂災害の概要についての講演会を開催いたしました。

特にお尋ねのこの講演会の開催につきましては、去る6月15日にこの日本応用地質学会九州支部の方から、本市に対しましてその調査結果の説明報告を受けました。その報告内容を市の方で慎重に分析をいたしました結果を、対象地域の皆さん方には今後の対策も含めまして、市としての説明責任の立場、あるいはその必要性からぜひ早急に報告すべきだという判断を行いまして、急遽講師、先生と日程調整を行いまして、この7月19日の一連の事業の一つとして、市民を対象に講演会を開催いたしました。

なお、市民への周知方法につきましては、特に被害がひどうございました四王寺山や宝満山に隣接する行政区を重点的に広報車でお知らせをするとともに、その地域全世帯に対して案内のチラシを配布いたしました。

しかしながら、他の地域につきましては、区長さんを通して緊急回覧という形の中で周知をしたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私もこのフォーラムには参加いたしましたが、実はフォーラムのお知らせというのがもう終わった後に町内を回ってまして、回覧の時期が少し遅かったんじゃないかなという気がいたしました。

で、この7月19日と前後しまして各地でも同じようなフォーラムがあつてまして、飯塚市、福岡市、水俣市、そういうところでやつてまして、ここに水俣市の方の災害のまちづくりの講演会という資料があるんですけども、この中ではですね、これは1,000円で買えたんですけど

も、この中ではですね、大雨洪水警報発令から災害対策本部の設置までの経緯。また災害対策本部の内容とか、すべて時系列的に書かれています。何時にだれが何時に登庁したのか。そういうことも含めてしっかりとした検証がなされています。やはり検証というのは、こういうのをどうしたかということをしっかり公表しながら、市が悪いところがあればそこを直していくということだと思います。

で、県だとか水俣市でも職員のいろんな処分もあったりしております。

私は災害はどうしても防げないと思います。しかし、災害の被害を少なくするということはやはり日ごろの備えになってくると思うんですけども、今回その早期避難の必要性和市民の防災意識の上げていくということで、この部分に集中して質問したいと思うんですけども、例えば早期避難するにもですね、何を基準に避難勧告を出すのかというのがありますが、その際にやはりこれまで大雨洪水警報だとか、そういったことになってましたけども、やはりこれさっきの話になりますけど、客観的に数字で見ることだと思うんですね。で、三条の方は土石流のセンサーがつかまして、そこで随時見れますけども、やはり三条台とか国分地区というのは、土石流の災害危険箇所に設定されています。で、確かに防治山ダムだとか砂防ダムというのはかなり膨大な費用がかかりますので、市独自ではできないというのはわかりますけど、やはり市民は県だとか国じゃなくて、やはり市を頼るわけですから積極的に関係当局に働きかけていってほしいということ、やはり市で独自にできることがあるのではないかと思います。

ちなみにですね、福岡市では平成12年度から平成15年度の3か年で御笠川流域にですね、カメラと水位計の合計9セットを設置しています。で、今年度も2台設置しています。これは、設備費用としてセットで1,300万円になるんですけども、これはその情報というのは例えば基準水量を超えたとき、警報発令がなされたとき、危険水位を超えたときに携帯電話のメールで登録した人にその情報が瞬時に流れるようになってます。これは今のところ3,000人の方が登録してるということです。これは個人だけかと思いましたがやはりそうじゃなくて、御笠川流域の事業者の方も多いということでした。やはりハード面とソフト面ということのためにはいろんな角度で市はやらないといけないと思うんですけども、こういった水位計だとか、今は目測でなされてると思うんですけども、ほかの公共事業を先延ばしできるものは差しおいてでもやはり市民の安全を守るということは、私は一番最重要課題だと思いますけども、このあたりについてご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回の災害によりますいわゆる復旧工事関連ですが、特にハード面。ハード事業につきましては、ご承知のとおり到底私も太宰府市だけではなかなかできない部分もございます。国あるいは県の補助あるいはそういう関連の事業を含めて復旧工事の方に全力を注いでるわけですが、まずは私ども市の方でできるというのは、ソフト面がかなり多かるうという判断をします。

特に、人的被害を未然に防ぐためには、それぞれ事前に市民の方に情報を流しながら避難を

してもらおうとか、そういう基準というのを一定設けまして今現在やっております。

特に、今回、前回は申し上げましたけども、地域防災計画の全面的な見直しを行いまして、初動体制の充実を一番に整備をしたわけです。

で、その中で特に今年の4月からその大雨注意報が発令された時点で警戒をするという体制をとりまして、今日まで既にもう25回の警戒本部を設置して、その都度地域の区長さんなり地域防災、自主防災組織の代表の方に電話連絡をして、状況を報告する。あるいは一定の雨量が出たらできるだけ早めに避難をとというような情報を提供しながら、未然のそういう防災活動を今現在やっております。

今後一つの教訓として、いろんなことを体験しておりますので、2度とこういうふうな災害、事故が起きないように体制で今後も万全の体制を図っていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） どうしても私は災害に対策というのは行政だけではできないと思います。やはり市民が一人ひとりが危機意識を持つことであります。それで、本当は今度の災害フォーラムというのは一番いいきっかけではなかったかと思ったんですよね。ですから、該当地区ではなくて、やはりこれは来ても来なくてもそういうことは流す必要があるのではなかったかと思えます。

ちなみに、水俣市と福岡市ではホームページ、新聞、ラジオ。それとか消防関係機関とかです。いろんなところに積極的に呼びかけがなされてます。それでも水俣市の場合は、集まった人が100人、福岡の方は300人でした。

でも、やはり数は少なくとも行政というのは、いろいろ呼びかけをして様々な方法を使って呼びかけをして市民が本当に防災意識を高めるための方策をとっていくのが私は重要ではないかと思っております。今後とも防災に対してやはり市民のアンケートの項目の中でも、市民意識調査でも防災、安全なまちづくりというのは60.3%で一番高かったです。去年は災害があったこともあるんですけども、ですからこの部分に関して積極的に取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

昼食後でちょっと眠気が差す方もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1項目めは環境問題について本市の見解をお伺いいたします。

今年は台風の来襲が激しく、しかも大型で強い台風が日本各地でその猛威を振るっております。

す。台風16号では、九州東部を中心に激しい雨が降り続き、宮崎県えびのでは4日間で821mmの雨量に達し、鹿児島県枕崎市は最大瞬間風速が観測史上2位の58.1kmを記録しました。また、高潮、高波によって沿岸部の浸水や船舶の転覆、土砂崩れや河川のはんらんで家屋の倒壊や床上、床下浸水、停電などで公民館への避難、さらにけが人も続出し、尊い人命も奪われるなど、自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。

例年、日本に上陸する台風の数はいくつだそうですが、今年はずでに4個が四国に上陸し、徳島県では降り始めからの雨量が1,200mmを超え、記録的な大雨となったことは記憶に新しいところでもあります。

先々月の7月12日から18日にかけて、福井、福島、新潟県におきましては集中豪雨による大損害を被られ、昨年本市も同様の経験があるだけに大変お気の毒に存じます。この場をおかりしまして被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、先日の9月8日の台風18号も九州北部を直撃、日本への台風上陸は7個目で最多となり、統計史上新記録となりました。台風によって航空、鉄道、船舶などの交通機関は麻痺し、高速道路も通行どめとなり、通勤、通学に支障を来しました。

また、九州のナシ落下や東北地方のリンゴ被害に代表されるように、農業、林業また商工業など全国各地でかなりの甚大な被害額になろうかと思えます。

また、アメリカのフロリダではハリケーンの発生や、ここ数年の間に世界各地で通常考えられない地域での大洪水、熱波、寒波などにより、多くの死者が出たり、異常な気候変動が起きている地球環境の変化に不気味さと不安を感じられている方も多いかと存じます。

環境の問題点を上げますと、酸性雨、フロンガスのオゾン層破壊、森林破壊による砂漠化、二酸化炭素の排出で地球温暖化によってもたらされる海面上昇と異常気象が挙げられます。

そこで、国際的な環境問題の取り組みとして、平成9年12月京都で開催され、主に二酸化炭素の総排出量の削減や、先進国、途上国の温暖化対策の国際協力によって、未来の豊かな地球づくりに向けて、人類の力を結集するための基盤づくりをうたった京都議定書があります。世界各国の研究期間では、温暖化と台風との関係について確度の高い予想はまだ得られておりませんが、日本では地球温暖化で海面水温が上昇することによって、我が国に來襲する台風の頻度や台風の強さが影響を受ける可能性が高いと言われております。

この温暖化の原因となる温室効果ガスすなわち二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの排出量を抑えることが緊急課題であります。

特に温室効果ガスの64%を占める二酸化炭素(CO₂)を抑制することで、地球温暖化を少しでも緩和できるよう国民一人ひとりに省エネの徹底認知と普及活動のため、環境省では地方公共団体補助事業の一環として、二酸化炭素排出抑制対策事業が実施されております。全国で県を除く約70か所の市町村がこの事業に取り組んでおられるようですが、温暖化が加速しないよう、冷暖房の温度調節や給湯器の温度を5度下げるとか、テレビは見てないときには消す。あるいは水の出しっぱなしはしないなど、CO₂削減のための省エネを訴え、徹底した意識の

高揚を図る必要があると思います。

そこでお尋ねします。

県からの事業通達もあっていることと存じますが、本市における現在の取り組みについてお聞かせください。

2項目めは、青少年健全育成についてお伺いいたします。

青少年の育成問題につきましては、たびたび質問させていただいております。

しかし、全国各地で様々な取り組みがなされているようですが、いまだに少年犯罪は後を絶たず、深刻化するばかりです。8月28日の西日本新聞の一面に荒れる小学生という見出しで文科省の平成15年度問題行動調査の報告記事が掲載されておりました。学校の内外で起こした暴力行為は1,777件で前年比27.6%とかなり悪化しており、小学生のいじめも8年ぶりに増え、憂慮すべき状況であるという結論に対して、言葉では言い尽くせない無念さを感じております。

また、佐世保で起きました同級生による殺人事件は全国に波紋を投げかけ、その凶悪性と低年齢化が問題になりました。一般的に暴力やいじめは小学校より中学校の方が圧倒的に多く、その原因は以前に比べると、中学生がさらに精神的に幼くなってきていると指摘する先生もいらっしゃいます。

しかしながら、私いつも申し上げますように、まず家庭の中でお父さんとお母さんが仲のよいことが子どもの健やかな成長に影響を及ぼすと確信しております。確かに中学生になると友人、異性、進路など不安の中で自分を見失い、その不安のはけ口を暴力やいじめに向けているという意見もあり、また週5日制の導入で学力低下が叫ばれ、学力向上のための補習授業や塾通いのためにゆとりをなくしたのではないかと指摘する先生方もいらっしゃいました。

最近、特に無気力、無感動、無表情の子が多くなり、他人とのコミュニケーションを図れない子が目立ってきているとも言われております。

学校においては、心を育むための教育が施されているにもかかわらず、校内暴力、万引き、自転車窃盗、薬物乱用、性非行、また福岡県内の殺人や強盗で検挙、補導された少年は113人で平成14年度より35人、44.9%と大幅に増加しています。

こういった少年犯罪の凶悪化と低年齢化に将来を不安視する大人は多いのです。小学生や中学生を少しでも正しい方向に導くために、青少年育成市民の会各支部が立ち上がり、真剣な論議の中でその対策を練る必要があるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 環境問題についてご答弁申し上げます。

本市では、平成12年度に策定した環境基本計画に地球温暖化対策の推進を重点施策の一つとして掲げ、市全体で地球温暖化防止の取り組みを進めていくための指針として、平成16年3月

に太宰府市地域省エネルギービジョンを策定したところであります。本ビジョンの対象は、市全域で実施期間を平成16年度から平成25年度までの10か年間とし、エネルギー消費量の削減目標年度を平成22年度として、太宰府市のエネルギー消費量を平成9年度比で2.7%の削減、二酸化炭素排出量は5.0%削減を目指すこととしております。

さらに、この省エネルギービジョンを推進する上で、太宰府市の地域特性を踏まえ、市民、事業者、学校・学生、行政、観光客という5つの主体ごとのプロジェクトを設定し、重点的な取り組みを進めることにしております。

なお、この事業を進めるに当たりましては、独立行政法人NEDOや厚生省等が地球温暖化対策事業に必要な経費の補助制度もありますので、これらを有効に活用しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいま本市の取り組みについてのご答弁をいただきました。

で、いろんな細かい活動はされてると思いますけれども、私が知っている限りはですね、庁舎内における節電、節水、それからエコスタイルですね、それぐらいしか私は認識がないんですが、今後ですね、どういうふうな周知をされていくのか。現在日本だけでなく世界的な気候変動、いわゆる異常気象が地球温暖化によるものだと叫ばれながら、私たちの生活を見回したときに一般市民は他人ごとの感覚でしかないのが実情であります。

そこでさらに、行政がリーダーシップをとって、温暖化対策として省エネについて周知徹底させる必要を痛感しております。

本市では、市民に対してどのようにして情報を提供されているのか、その周知方法についてお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在のところ、市広報による啓発が主なものでございます。

毎月15日号にエコライフ欄を設けまして、大気汚染のことや家電品、エアコン、冷蔵庫などの効率的な使い方や待機電力のこと、またマイバックの利用、使い捨て製品の見直しなどを掲載してきております。今後、市地域省エネルギービジョンの推進体制をつくり上げていく中で、省エネルギー普及委員の配置など行いまして、市民と市のパイプをつくりまして情報の提供、交換が密にできますようにしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 確かに広報エコライフ欄、毎月15日に出てるということですが、何となくこう見たなという記憶がございます。それ程度の私認識しかしておりませんが、情報提供については私がうっかりなのか、まだまだ市としてのアピール度が弱いんじゃないかという気がしております。

では、省エネ啓発を呼びかけるイベントを実施したとかですね、現在しているとか、あるいは今後イベントのそういう予定、計画が何かございましたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 地球温暖化防止に向けた現在の主な取り組みといたしましては、一つには省エネモニター事業。一つには簡易大気汚染測定事業。一つには環境講演会の開催。あるいは環境ポスターコンクールなどを現在実施をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ところでですね、ここに太宰府市地域省エネルギービジョンというガイドがございます。これはもう大変すばらしい内容になっておりまして、87ページにですね、推進体制としての地区公民館ごとに省エネルギー普及委員や学生代表。あるいは事業者代表からなる組織がここに掲載されております。これは、実在する組織なんですか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現時点ではまだできておりません。市の地域省エネルギービジョンを実施していくには、市民、事業者、学校などの各主体の積極的な行動なしには達成が困難なものとなります。市全体の省エネルギー意識の向上や具体的活動の展開を図るため、推進体制を整えてまいりたいと思います。省エネルギー推進市民会議は省エネルギー普及員を各区に1名以上配置しまして、事業者代表、学生代表など数名を選任いたしまして、それぞれの地域、事業所、学校などで省エネルギーの普及、啓発を担っていただきたいと思っております。

普及員が集まった組織と市と連携いたしまして、相互に意見の交換、協力要請を行うほか、市へ施策の提案や取り組みの報告をしていただくことと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） この省エネルギー推進市民会議というのは、これからの体制づくりということで、これに携わる方ですね、実戦部隊として期待を大いにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

で、確認させていただきますけども、この中にまたチェックをするといえますかね。環境審議会という組織もございまして、これはビジョンの進行とか点検とか評価。こういう仕事をする組織なんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど橋本議員さんの方から出ましたビジョンの中の87ページに各会議の役割というのがございまして、今ご指摘の太宰府市環境審議会と申しますのは、省エネルギービジョン全体の進行状況の点検、評価を行うというふうにとらえております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

で、1点目の質問とちょっと関連しますけれども、先ほど活動の中でですね、環境講演会とかポスター、こういったものが出ましたが、今後の展開としてですね、市民への理解を深めるために、また省エネの意識づけの普及啓発活動はどうされるおつもりか。特別に具体的なイベント等などの計画がございましたら、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げました現在取り組んでおります事業につきましては、さらに内容の充実に向けた検討を加えながら、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

なお、これから取り組むべき重点プロジェクトといたしましては、今年度は市庁舎、中央公民館、図書館、いきいき情報センターについて、省エネ診断を行い、公共施設のエネルギー使用量や省エネルギー可能調査を行うことにしております。

また、公用車の低公害車導入促進の一環として、天然ガス車1台の購入を検討しております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご答弁の中でですね、いきいき情報センターとか中央公民館、こういった公共施設のエネルギー使用量の調査を実施されるというお話ですけれども、この時期についてはいつからやられるのか、わかりますか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今のところちょっと取り組みをし切っておりませんので、できるだけ早急にその取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では最後にですね、この環境問題についての最後の質問になりますが、参考までにお聞かせいただけたらと思います。

本市では、個人事業所に対してですね、太陽光発電やソーラーシステムなどのですね、省エネ設備を導入する場合の支援制度というものが行われているのかどうか。お願いをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市におきましては、独自の支援制度はございませんが、調査、研究はいたしております、本市にあります補助金検討委員会で検討していただいた経緯もありますが、実施には至ってないところでございます。ご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 私が冒頭で述べましたですね、補助金申請可能な環境省地球環境局が支援する二酸化炭素排出抑制対策事業というのがあります。ぜひ、この辺の取り組みも考えていただきまして、より活発なですね、CO₂対策をやっていただきたいと思っております。

太宰府市地域省エネルギービジョンのガイドブックによりますと、太宰府市の現状から問題点、それから対策としての基本方針、行動指針、省エネの推進など、誠にすばらしい内容になっております。先ほども申されました平成16年から5か年を前期、平成21年から平成25年までの5か年を後期とし、10か年計画で推進。平成22年度には省エネの効果として二酸化炭素排出量の5%削減を目指す数値目標も掲げてあります。これだけの見事なプランがありながら、プラン通りの実践、実行が伴っていないような気がしてなりません。

やや辛口発言になりますが、プランあってアクションなしでは何の効果も期待できません。計画どおりに実施するには、人、物、金が必要ですが、財政的に苦しい本市でありますゆえに創意工夫により少ない費用で効果的な取り組みを実行していただきたいと存じます。

要望ですけれども、徹底した省エネの意識づけとして、環境ポスターコンクールはもちろんのこと、例えば小学校、中学校、高校を対象に標語や川柳などの募集、また大学や事業所、個人宅には省エネ豆知識といったA5版ぐらいの小冊子を発行、配布するなど、冷暖房の小まめな温度調節。例えばコンセントは待機電力が発生するので主電源を切る、車のアイドリングを減らす、ふろの残り湯を活用するなど省エネ徹底の普及活動が先決だと思います。

推進のための体制づくりも大切ですが、まずできることから率先して取り組んでいただき、家庭における地球温暖化対策としての省エネ対策の促進を図っていただくことを強く要望いたします。

先ほども申し上げました本市の事業は新エネルギー・産業技術総合開発機構NEDOの策定による事業のようですけれども、2,000万円以上の補助金申請可能な環境省地球環境局が支援する二酸化炭素排出抑制対策事業の内容についても、さらに研究していただきましてご検討くださいますようお願いいたします。

環境問題の質問はこれにて終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、青少年の健全育成についてご答弁を申し上げます。

青少年育成市民の会が昨年9月に各支部からご協力をいただいて、支部活動状況のアンケートが実施されました。そのアンケート集計につきましては、支部長会、区長協議会、補導連絡協議会、子ども会、スポーツ少年団等の代表者と24支部を代表して1名の合計6名によります支部アンケート検討委員会におきまして、毎月1回の検討会議が行われております。

9月の会議におきまして、方向性が出され、10月以降区長会を通して、全支部及び全行政区に対しまして今後の支部活動、市民の会のあり方について方向性が打ち出されると報告を受けております。

今後も、このような市民の会、市子ども会育成会連合会、補導連絡協議会ほかの団体等の取り組みと連携を図りながら、青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） このアンケート調査結果報告はもう私、早くから待ち望んでおりましたけれども、今回その結果を出していただけるということで期待しております。

で、10月の区長会を通してご報告をいただくということですが、今後のあり方についてどういう方向性が示されたのかですね、その内容についてお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今後の方向につきまして、9月の会議において方向性が打ち出されるということで、今日現在まだ報告は受けておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 結果報告というのは、区長さんを通してということでしたよね。

で、今月報告があるんでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 説明が悪かったと思いますけれども、10月以降の区長会を通してというふうに報告を受けております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、地元の区長さんの方からこの件に関してはですね、報告を受けたいと思います。

青少年育成市民の会には本部がありまして、その傘下に24支部があるわけですが、この組織が余り機能していないように私も感じております。事務局の社会教育課としてはどのようにお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） これまでの橋本議員の「青少年育成市民の会の活性化に向けました定期的な支部間の情報交換会の開催の中で、同じ立場の各支部が他支部のよい点を参考にし、持ち帰って会員に報告をされ、地域の特色を生かした事業の実現」などのご提言につきましては、事務局といたしまして、月1回開かれております検討会の中で報告をし、お伝えをしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうですね、やっぱり各支部間の交流がないとですね、なかなか何て言いますかね、いろんな動きができないと言いますか。ですから、活性化を図る意味でもですね、各支部長さんが集まる、集まって意見交換会をするという、こういった定期的な会合をですね、ぜひ事務局としてもですね、進言をしていただきたいと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、一昨日も石川県で17歳の少年が夜中強盗に入り、家人に気づかれ老夫婦を殺害するといった、やりきれない事件が発生しました。殺人事件が日常化しますと、またかといったならされた感覚的な麻痺に陥り、殺人に対する衝撃が薄れてまいります。少年による殺人事件は加害者、被害者ともに悲劇です。

しかし、こういった事件はどこで起きてもおかしくないのが現在の日本の現状だと思えます。何がどう変わってきているのか、家庭ではお手上げが増えつつある現実を今こそ地域が手を差し伸べるときではないでしょうか。少年非行問題は学校現場にも限界があり、そこで地域が立ち上がり、これからの子どもたちを正しく導くための予防対策が必要だと考えます。

全市的に取り組むために24支部の支部長が集い、先ほども申しましたの中で議論をつくり、対策を練る必要性を感じておりますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先に結論から申しますと、橋本議員に指摘されるような同じような認識を持っております。

最初に橋本議員の方から平成15年度の小学生、中学生の問題行動の状況についてお話がありましたが、やはり非常に皆様方に変な心配をかけてるんじゃないかということ深く思っております。

幸いにといいましょうか、本市の状況におきましては、こういう全国レベルよりはまだまだ低い状況でありまして、学校関係者、関係団体、また関係機関の方々に深く感謝申し上げたいと思っております。

しかしながらですね、やはり家庭の教育力といえますか、監護力といえますかね、そういうものの低下とか、それからいろんな先輩とのつながりとか、そういうふうな状況。また保護者におかれましては学校に対する批判とか、また何ていいますかね。考え方の多様性といいましょうか、そういうふうなことから、学校との連携が難しいという状況にあるのも現実ではございます。

それだけに、議員指摘されましたように、このような青少年育成市民の会等、多くの方々が子どもの育成に参加していただけることを大変ありがたく思っております。

今回アンケートをとられまして、よりよい方向を目指されるということ聞いておりますので、教育委員会といたしましても、連携しながら青少年の育成に当たりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

太宰府市の場合はですね、補導連絡協議会というのがございまして、少年の非行の阻止といえますかね、こういうので非常に頑張っていたいっているようでございます。

ただ、今後の対策といえますかね、やはり病める子どもたちが非常に多くなってきておりますので、その辺を心のケアといえますか、これから申し上げますけども遊びを通して正しい方向に導くという方法もございます。

最後にですね、市長にちょっとアンビシャス運動についてのご見解をお尋ねしたいと思っております。

学校と地域と家庭が連携してというこういう表現は非常に耳なれた言葉ですけれども、では実際にどう連携を図っていくのか。アクションプランが必要ではないでしょうか。

そこで、福岡県が推進するアンビシャス運動の居場所づくりは、テレビゲームやパソコンなどで遊ぶ70%の室内遊びを外遊びの70%に逆転させるのがねらいです。

私は将来を見据えた非行に対する予防対策として最適な方法だと考えております。決して大がかりなものじゃなく、太宰府市内で行政区ごとに子どもの居場所づくりを展開していったら、すばらしい健全な育成ができると確信しておりますが、市長はどのようにお思いでしょうか。ご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 青少年の健全育成の動きでございますが、今ご質問がございましたアンビシャス運動、これは県が始めた地域活動でございますが、現在本市では4つあるかと思えます。それぞれの地域で活動してございますが、これを全市的に広めていく。これはあくまでも地域活動の展開でございますが、現在県の方の補助金を年数がたちますと、これを切る。そしたら地域の自主活動でこれを展開するというのが本心じゃないかと思っております。

子どもたちの健全育成とか、いろいろの形で団体があるわけでございますが、ただいまおっしゃいました青少年育成市民の会の支部活動を活発にするということも一つ、あるいは少年の船、スポーツ少年団、ボーイスカウト等々たくさんの青少年健全育成のための会がございます。これもパート、パートで一生懸命運動展開し、健全育成のために市民の皆さんが努力をさせていただいておりますが、こういうものを総合的に発展させていながら、一つ一つの積み上げが大切かと思えます。

それから、子どもたちにいわゆる年寄りと言う昔の地域での遊びの復活等々、アンビシャス運動を通じまして、こまの遊び等々を展開してございますが、これにつきましてもやはり地域が一体となったコミュニケーションが必要でないかと、そういうことから展開してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

市長、アンビシャス広場がですね、市内に4か所とおっしゃいましたけども、5か所でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

現在太宰府市には国分、三条、つつじヶ丘、それから今回新規の認可を受けました南小、それから青葉台、以上5か所のアンビシャス広場がございます。

アンビシャス広場とは、将来を担う子どもたちが地域のお年寄りや中高年の方と定期的に広場に集い、年代や学年を超えた交流の中で心のきずなを深め、遊びを通して社会性を身につけるための健全育成が目的です。現在週2回、子どもたちが広場に集い、こま遊び、けん玉、おはじき、お手玉、卓球、囲碁、将棋など自分の好きな遊びを伸び伸びと楽しんでおります。

また、芋掘りや稲刈りなどの年間を通した行事を取り入れるなど、工夫を凝らしておられる広場もあり、どの広場も地域の方々の暖かいご協力と支援を仰ぎながら運営しております。

このアンビシャス運動のすばらしい点は、上級生と下級生が学年を超えた小集団での遊びを通して、我慢する心や人に対する思いやり、また集団の中でのルールといった社会性が身につくこと。

2点目、お年寄りとの交流で目上を敬う心が芽生えること。

3点目、定期的な遊びの中で、上達することで自信が生まれ、たくましく生きる力が養われること。またさらに、コミュニケーションを図るのがうまくなり、自然に友達をつくることができるようになること、などが挙げられます。

また、逆にお年寄りも若いエネルギーを吸収しまして、遊びに夢中になり知らず知らず体を動かすことによって、健康的で若返ること、間違いありません。

ところで、ある学者の説によりますと、人間の脳は人とおしゃべり、いわゆる会話をするこ

とで刺激を受け活性化する。ですから、お年寄りはばげないそうです。

一方、子どもは脳の健全な発達を促し、キレる子にはならないと言われております。したがって、いかにこの広場遊びに利点があり、21世紀を担う青少年の健全育成が図れ、5年ないし10年先を見据えた非行予防の最善の対策だと疑う余地がございません。

最後に本市におきまして、市民の会の中の広場づくりあるいは行政区単位のアンビシャス広場づくりを近い将来に向けてぜひご検討いただきますようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告にしがいまして質問いたします。

今回の一般質問では、私は子育てにおける公の役割とその構築方法についてお伺いいたします。

私は、1996年から3年間香港の日本企業で営業部の管理職として働いてきました。香港は健康保険や年金などの公的な社会保障制度がほとんどありません。そのかわり税金も非常に安くなっています。税金が安いということは、法人にとってはありがたい制度であり、香港にはいいところもたくさんあります。

ご承知のように香港は世界中から民間企業が進出し、わずかな間に飛躍的な発展を遂げた国際都市です。民間企業のサービスは大変充実しています。

例えば、ほとんどの商店は22時ごろまであいていますし、銀行のATMは24時間使えます。また同じ銀行間での送金手数料は無料です。

しかし、そんなサービスの充実した香港が、私にとって住みやすいまちかと聞かれたら、ノーと言わざるを得ません。

例えば、医療面では個人の経済力によって命にかかわる大きな格差が生まれます。値段の安い公立病院では、予約で2か月待ち。予約をせずに病院に行くなら、二、三日は待つ覚悟が必要です。民間の病院で治療を受けた場合、私が体調を崩して血液検査をしたときの値段ですが、約1万8,000円。その結果を聞くために、さらに6,000円かかりました。

小学校では、児童数に比べ学校数が極端に少ないため、公立の小学校は午前中だけ授業を受ける子どもと午後だけ授業を受ける子どもの2部制になっており、親の経済力で私立や海外の学校に行っている子どもたちとの間に、格段の学力格差が生まれています。

このように、公の役割が乏しく経済力次第で人生が大きく変わる地域において、人々の関心がお金に集中することは仕方ありません。

多くの人は2つ以上の仕事を持ち、朝から晩まで働き、時間的にも精神的にもいつも追い詰められているように感じていました。

私が文化面において、その余裕のなさが大きくあらわれていると感じたところは、街中に書店がないということです。本を読む習慣がなくなるということは、行間を読む感覚が養えないということです。

映画タイタニックを見に行ったとき、最後船が海に直角の角度で沈没するシーンにおいて映画館の館内では大爆笑が起こりました。また、映画シンドラーズリストでもナチス兵がユダヤ人をピストルで殺すシーンにおいて大爆笑が起きました。話の流れや描かれている人々の持つ感情を酌み取る想像力などがそこにはありません。多くの人が亡くなっていくシーンを見て、イデオロギーなどの問題ではなく、単に役者の立ち振る舞いがおかしいと笑う観客に対して、私は大変な恐怖を覚えました。

しかし、残念なことですが、今日本においても、特に子どもの犯罪の内容を見ていると、そういう感覚に近づいているような気がしてなりません。

このような環境の中で、私は公の果たす役割が市民の精神面に与える影響の大きさというのを考えざるを得ませんでした。今、日本では公に民間の活力を導入して財政立て直しや行政サービスの向上を図る自治体が増えています。内容によっては、非常に評価できることですし、

情報公開が進み、市民の行政に対する関心が高まることにもつながると思います。

しかし、今申し上げましたように、公が一体何を保証するのかということだけで、そこに住む人々のふだんの生活だけではなく、本人が意識しないうちに精神面に与える影響が非常に大きいというのも厳然たる事実です。

私たち市民は高い税金を払っています。税金を支払うことの対価として、市民の多くは公的サービスの充実を求めます。

しかし、行政の財政難を考えれば、そこにも限界が生まれることはいたし方がないかもしれません。地方自治体の独立がうたわれる今、公の役割とは一体何なのか。どのように構築していくものなのか。そのあり方が各自治体に問われています。

公の役割も多岐に及びますが、今回は保育所の民営化が進められている中で、長い時間を培われて養われてきた太宰府の歴史と文化、そして独自の文化を築いてきた日本を継承する人間を育てていく子育てにおいて、行政が果たすべきセーフティーネットとしての役割はどのようにあるべきか、まず市長のお考えを具体的にお示しください。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育て支援における公の役割とその構築方法について、市長に対し回答を求めてありますが、私の方からまずご回答させていただきます。

子育てにおいて行政が果たすべきセーフティーネットとしての役割はどのようにあるべきかというご質問にご回答いたします。

親は子育てを通しながら親になると言います。初めから親としては存在しないということだと思います。

社会経済の変化により核家族化、そういうものが進行し、地域社会での人と人とのかわり希薄化を増すばかりです。親になるための準備がほとんどできないまま親になってしまうという状況もあって、子育て家庭の孤立化や虐待につながってきていると考えられます。

平成13年3月に策定しています児童育成計画では、親と子の育ちあいを支えるまちづくりを基本理念とし、親が子どもとともに成長できる環境づくりを基本目標に掲げています。これは、今述べました問題認識のもとに策定されたものです。

今年度に、次世代育成支援対策行動計画を策定いたしますが、内容は児童育成計画より幅広いもので、問題が幅広くなっていることに国として早急に歯どめをかけ、実施を求めているものと理解いたしております。子育て支援は、親を支援するものだけではありません。子どもが子どもとして尊重されるように支援するものだと考えております。

公の役割は、市民の協力を得ながらこれらの問題解決に取り組むものだと考えております。

まず、組織体制を確立し、専門性のあるスタッフを位置づけることが肝要です。また、市民の方々を含めた多様な支援体制の組織確立も重要なことだととらえています。支援を発展させるためには、人材の育成が重要になってきます。これは、計画性をもって位置づけるもので

す。

こうしたことから、子育て支援は、言いかえれば親が親になるという支援をすることと、配慮を要する児童へは支援体制をつくっていくことにあると考えます。これらは公だけでできるものではありません。市民の方々の協働によって初めて達成されていくものだと思います。

このことが行政が果たすべきセーフティーネットであると思います。

これらのことを踏まえ、次世代育成支援対策行動計画策定に基づき、実施計画を作成することといたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご回答ですけれども、私は市長に回答を求めたのですが、これは市長の回答というふうに考えてもよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまご回答いたしましたのは、市長の回答ということで受けとっていただいて結構だと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 子育てに対します行政が果たすべきセーフティーネットの役割についてのご質問でございますが、ただいま部長が申しましたように、セーフティーネットの役割、その構築といえますか施策につきましては、部長がるる申し上げたとおり、多方面からの必要があるかと思えます。基本的には私の考えと同じでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。

今のご回答の中に、親は子育てを通じて親になる、そのための支援を行政は行っていく、これはセーフティーネットの一つの役割であるというふうにお話をいただいておりますけれども、その支援というのが一体どのようなものであるべきか、それをこれから検証していきたいと私は思います。

前回の一般質問でも申し上げましたけれども、今居宅で育児を行っている親は行き場がなく、親自身が引きこもりになっているケースが見られます。これは虐待などにもつながりまして、社会問題にもなっています。また、子育てについて悩んでいる親が多いというのも現状です。前回、市民から要望がありまして、いきいき情報センターのピガールームを開放していただきました。3月議会において、玩具購入の予算も認められました。しかし、まだまだその周知が足りず、知らない方が大変多いように思います。せっかくすばらしい立地条件のところ子どもと親の居場所があるのですから、もっと積極的に市民に周知をしていただきたいと思います。同時に、今後そのピガールームをもっと有効に活用するために、例えば子育てのカウンセラーを定期的に配置し、居宅育児で悩んでいる親に対して働きかけることはできないでしょうか。健康福祉部長、行政として先ほど居宅育児についても触れておられましたけれども、今

後どのような対策を考えておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育て支援につきましては、先ほどご回答した中で次世代育成支援対策というところで、これから今年度中に策定をしていこうというふうに思っております。次世代の中で国の方が示しておりますいろんな事業があるわけですが、その中でサロンのな事業とか、そういうものも当然これから考えていく事業の一つだろうと思いますし、先ほどからビガールームの質問もあっておるわけですが、当然そういうものの有効な活用、それからそれぞれ公的施設の活用とか、それから当然学童保育所があるわけですが、学童保育所は大体午後からが実際利用する時間帯ですので、午前中は利用できるんじゃないかということもございまして、とにかく子育てに対してのいろんな相談、悩み、そういうものをこれからはきちっと行政として責任を持って受け入れをします。そしていろんな相談にも乗りますし、専門的な方を配置するというのも大事なことだというふうに思います。そういうものを、今後国が示しております事業としては、14事業あるわけですが、それ以外にも本市としての独自性を出していくようなですね、そういうものも今後策定委員会の中で意見として出していただくというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今いただいたお話が、本当に現実になることを願っておりますけれども、この次世代育成支援対策推進法が実際に施行されるのは、この実施計画が実施されるのは平成18年度からになっておりますが、悩んでる親については今が非常に大切なことです。例えば、現在筑紫野市では、筑紫女学園大学の先生に依頼をされて、官と学が一緒になって各行政区においてワークショップを開催し、地域で子育てをはじめとする福祉の充実を働きかけています。このように、地域の社会資源であります学校やボランティアを活用することで、コストをかけずに一定の成果を上げることはできると思います。もちろんさっきおっしゃった次世代、この法律にのっとってやられることも大変に重要ですが、今申し上げたように、今が大切な親がたくさんいらっしゃるのですから、できることからまずすぐに取りかかっていただくように要望しておきますけれども、内部検討していただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次世代育成計画については、平成16年度中につくるということで、平成18年度実施というお話があったんですが、この次世代につきましては、平成17年度から取り組みをするということで私どもも考えておりますし、その中で何ができるかということになるかと思いますが、いろんな相談とかもございまして、以前からファミリーサポートセンターを考えていくということも言っておりましたので、それは即平成17年4月からということにはならないかと思いますが、準備をきちとした中で早い時期に開設をしたいと思っておりますし、いろんな相談事業も、実際今まで保育士の役割というものは保育所だけということがあったんですが、保育士の役割も保育所だけじゃなく地域に入っていくと、いろんな相談を受けて

いくと、役割的なものが変わってきましたので、そういうものも活用しながら事業をやりたいと、考えていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

とにかく今申し上げましたように、悩んでる方は今が大切ですから、本当にできることから早急に対策を立てていただきますようお願いいたします。

さて、今日本は所得の二極化が進んでいます。日本の全収入の75%を使って、全世帯の25%の人が生活している。つまり、残り75%の人々は、全収入のわずか25%を分け合って生活しているという統計が出ています。男女共同参画も進みまして、経済的にもこのような社会情勢の中、好むと好まざるとにかかわらず、両親共働きも今後増えることは間違いありません。

太宰府市の学童保育は5時までです。5時までには帰宅できる職場は余り多くありません。5時を回るとき、仕事をしている親の精神状態はどうでしょうか。子どもの学齢が低ければ低いほど、毎日毎日、事故に遭っていないだろうか、誘拐に遭っていないかなどの大きな不安と戦いながら過ごさなければなりません。その横で7時まで保育制度がある別の自治体に住んでいる親がいるという状況があるとしたら、子どもの安全上また自分の精神衛生上、別の自治体に移転をするという道を選ぶ親がいても不思議ではありません。また、実際にほかのまちに引っ越したいという市民の声を私は聞いております。こういう現状について、教育部長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学童保育所のあり方についてのお尋ねでございますけれども、平成13年3月に策定をされました、太宰府市の児童育成計画におきましても、子どもと子育てを取り巻く現状におきまして、学童保育所を利用する児童数が増加傾向にあること。そういうことから、基本的な施策の方向、子育て家庭を支える環境づくり、それから放課後の児童の健全育成事業の推進などを上げております。また、その中では、保護者のニーズに応じた体制の検討をすることといたしております。先ほど、議員申されました、5時過ぎの保育なども、このニーズの中に入ろうかと思っておりますので、検討をしてみたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 働く親が、毎年300日近く不安で過ごさなければならず、それが結局ほかの自治体への人口の流出を招き、若い世代の市民税の減収につながると同時に、まちの高齢化を招く結果にもなります。こういったことをよくご理解いただきまして、前向きにぜひ早急にこれも検討していただきますようお願いいたします。

また、水城小学校の学童については、総務文教委員会でも視察をいたしましたけれども、本当に言葉は悪いんですけど、芋の子を洗うような状態だということを再確認いたしました。前回提案いたしましたけれども、低コストでかつ将来的な児童の数にも対応できるよう、プレハブでも構わないという現場の声もあり、不幸な事故が起こらないうちに、一日も早く子ども

たちの安全のために広い場所を確保できないでしょうか。教育部長いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城学童保育所の広さを確保できないかというお尋ねでございますが、私も一緒に視察をさせていただきまして、状況を見ております。大変な子どもさんたちの状況を認識いたしております。今後、財政当局の方にも要望をしてみたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この件につきましても強く要望いたしておきます。

さて、今回、都府楼保育所の民間移譲につきまして、行政と保護者の間で意見交換が行われました。私は、説明会すべてを傍聴させていただきました。

まず、新聞報道でありましたが、市長のご英断もあり、保護者会と一定の合意に達したことににつきまして評価いたします。その上で私は、冒頭述べました保育所などにおける行政が保証するセーフティーネットについてお考えを確認しておきたいと思います。

まず、保育所について、公立であろうが民間であろうが行政としてこれだけは絶対に保証するというのは一体何なのか。今現在、健康福祉部長はどのようにお考えかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育てにおける公の役割、その構築方法の中の3番目のご質問だろうと思います。

それで保育所につきましては、公立であろうと私立であろうと目的は一つだろうということがあると思います。その中で、公立保育所が今まで担ってきた状況もあるかと思えます。それで、その中で特に公立保育所につきましては、人権保育それから障害児保育というところで担ってきたところがございます。それから、民間の社会福祉法人につきましては、長い経験や実績を当然持っておられますので、その中で通ってある子どもさんたちの期待に応えることができるような、そういう保育の方法も、今までの実績、そういうものを踏まえた中でやってあると思います。

それで先ほどのご回答の中に申しましたが、保育所の役割ということは、きちっと公立であろうが私立であろうが持っていた中で保育をやっていただいておりますし、それぞれ保育所の中でも配慮を要する子どもさんたちについては、それぞれ考えを持った中での保育をされているということも思っておりますし、その部分につきましては行政としても今後につきましては、公立、私立につきましてはの指導、そういうものも含めた形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 保育所の役割として、健全な児童育成、子どもたちの育成ですね、それから安全を守る、命を保証する、こういったことが私は行政が必ず保証しなければならないセーフティーネットの一つだと思いますが、もちろんそれは健康福祉部長のお考えの中にもおありになるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然、今いろいろ社会問題になっております保育所だけでなく、幼稚園だけでなく、小学校についてもいろんな事件、事故が起こっておりますので、当然子どもさんたちの安全、それは当然のことだと思いますし、健全な保育をやっていくというのは当然当たり前のことでもありますし、そういう基本的なことは公立であろうと私立であろうときちっと踏まえた中で保育をされているということは、私どもの方受けておりますし、その中でいろいろ行政に対する相談それから要望あたりも今後も出てくるかと思いますが、そういうものにつきましてはきちっと受け入れた中で話に応じて行きたいと思っておりますし、当然指導ということも必要であれば、県もあわせた形で指導をやっていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） では、その指導ということで幾つかご質問させていただきたいのですが、今リストラをされる人口が急増していますが、一家の稼ぎ手の収入が急になくなってしまような、緊急に子どもの長期保育が必要になった場合、現場の声を伺いますと、現状ではそのほとんどを公立保育所で対応しているそうですが、これから民間の保育所に対して具体的にどのような指導を行っていかれますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の入所につきましては、子育て支援課の方で受付をやっておるわけですが、当然保育所には、保育料というのは収入に応じて決まってくる。それはあくまでも保育所に入所されるときの一つの基準でありますので、いろんな家庭の事情があるかと思っておりますので、そういうものは話を聞いた中でどういうふうに判断をすればいいのかということが必要になってくるかと思っております。緊急な場合でこちらの方でどうしても預からなければならぬという状況の判断をした場合については、一時的には公立保育所の方でお預かりをすると、責任を持ってですね。長期間であるとすれば、その辺は私立の保育所の方と通園の状況もありましようから、その話は具体的に聞いて判断をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） つまり緊急避難場所として公立保育所を位置づけられているというふうに、今私は解釈をいたしました。民間は経営です。利益が上がらないことや、低い利益の事業には積極的に手を出したくないというのが多くの経営者の中にあるということは間違いがありません。

では、保育所において費用対効果が上がらないものとは一体なんでしょうか。先ほど、健康福祉部長のお話の中に、例えば配慮を要する子どものことがありましたけれども、福岡市では経費削減のために子どもの食事の質を下げ問題になっている保育所があります。また、障害を持った子どもについて積極的に受け入れたくないという意思をはっきり示すところもあります。これは太宰府市内で実際に起こったことですが、障害を持った子どもの保護者が相談に行

ったとき、経営者が既に通ってきている自閉症の子どもを指さし、あんな障害があることを黙ったままで入ってきて困っている、といわれたという事実もあります。また、説明会の中で保護者がおっしゃっていましたが、障害を持った子どもの保護者に対し、そういう子どもは預かったことがないと保育所から言われたという事実。配慮を要する子どもを持った保護者が、そういうところに安心して我が子を預けることができるでしょうか。障害を持った子どもを持つ家庭は、経済的にも母親が仕事をしなければならない場合が多いというのが現状です。また、実際に保育を行う場合、配慮を要する児童にはその分人手がかかります。そのため民間では行政の指導もあり、拒否はしないけれど、実際に配慮を必要とする子どもたちが敬遠されているという事実を、健康福祉部長はどのように考えられますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず、食事の質のことの質問があったと思います。

保育所においては、給食を行っておりますので、その辺は栄養士の献立によって給食をやっているということがございますので、福岡市の方で問題があったのはそういうことじゃないかと思うんですが、その分につきましては、きちっと県の方からの指導監査あたりもあっておりますし、当然その中には衛生面と、それからいろんな施設面ですね、そういうものの指導もあっておりますし、県の指導の中で行政としてもその中には立ち会っておりますから、きちっとされておるといふことの判断はいたしております。

それから、障害を持たれた方についての受け入れはしないという、私立の方がですね、そういうことがあったということでございますが、私自身が市立保育所の方に行ってお話を聞いた中では、確かに今は障害を持った子どもさんは来てないと。ですが、受け入れたことは過去にもありますし、受け入れないということはないということもはっきり聞いておりますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

それから、障害を持ったお子さんの受け入れについては、これからもどの保育所であってもきちっと受け入れていただくということは、私どもの方も以前から受け入れてもらうことについてはお願いをしていくつもりでもありますし、今までもしてきてると思います。今後もそういう話につきましてはさせていただきたいと、受け入れについてはですね、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、給食の問題も1つ出ましたが、これはちょっと後から聞かせていただきますけれども、今まで配慮を要する子どもたちについても受け入れをするように指導はされてきたということですが、現状そうやって遠回しであれ断られているご家族があるという事実、そして今年4月にも実際に民間の太宰府市内にある保育所に入って、わずか1週間でやめていかれた方もいらっしゃいます。そういったところがなぜやめていかれるのか、結局受け入れ先は都府楼保育所しかなかった、そういった事実、部長も把握していらっしゃるかもしれませんが、ございます。過去の指導によってでもまだそういう部分は改善をされていないので、こ

これから具体的にこういった指導をしていかれますかということをお伺いしたいのですが。  
議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所につきましては、何度も申し上げるわけですが、公立だから私立だからということは私はないと思います。それで、そういう配慮を必要とする子どもさんの受け入れについては、私としては時間をかけて話をしていきたいと思います。そういうことによって理解をしていただくことによってスムーズな受け入れと、それから保護者の方々の安心というんですかね、そういうものが出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今お考えとしては、私基本的にすばらしいと思いますが、実際に保育を行う場合には、そこには加配ということが必要になってきます。ですから、これは予算も伴ってきますので、ぜひその部分もあわせてご検討いただきたいと思います。

教育部長にお伺いしたいのですが、先ほど給食の問題がございましたけれども、都府楼保育所の説明会の中で、保護者から今年民間に委託された水城西小学校の学校給食に凍ったままの納豆やモズクが出され、子どもたちはそれをかじりながら食べたという話があったのですが、このことについて連絡は受けておられますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 凍ったままのモズクが出たというお話については伺っております。それで、学校給食につきましては、子どもたちが食べる30分前に校長先生が検食をするわけです。それで、そのときに凍っておれば、当然凍ったモズクが出よるといことがわかるわけでありますので、表現がどうであったろうかというふうに思っておりますが、凍ったままのモズクは出てないというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは都府楼保育所の説明会で出ておりましたけれども、総務部長の方から教育部長の方に対してそういった連絡をされておられますでしょうか。といいますのは、やはり行政経営の立場から民営化について予算をはじめとする全体を統括する立場におられると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） その言葉は出ましたので、早速教育部長に伝えて調査するようにと。民間委託をしているところについては、栄養士さんですかね、栄養士さんは法律の部分では2校に1人の栄養士さんをつけておりますけれども、委託する場合にはいろんな問題等を防御するために、栄養士を1校に1人つけるようにしております。ですから、監督関係は十分になっているんじゃないかということをおもいますんで、その辺も調査するようにとということでお伝えしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、総務部長のご意見にもありましたように、私自身も民間に委託しようが何をしようが、現場への指導というのは非常に重要になると思います。そこで、一例としてお伺いしたいのですが、教育部長、市内の各小学校において子どもたちがどのような薬を飲んでいるのか、年に1度ぐらい調査はされていますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育委員会としては調査したことはないと思いますが、学校につきましては健康調査等で子どもたちの健康の状況、それから利用している薬等を調査しております。特に宿泊を伴うような行事の場合はもう少し詳しくして、そして養護教諭等との打ち合わせをしながら、薬の利用について話していると思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） なぜ私がこのようなことを申し上げたかといいますと、先ほど申しあげました、説明会の保護者の話にあった給食に納豆が出ているということを聞きまして、私非常に自分の時代になかったことなので驚いたんですが、例えば心臓疾患などでワーファリンという血液凝固予防の薬を飲んでいる人にとっては、この納豆を食べることで薬の効果をなくしてしまうため、安全な食べ物とは言えないということが一時期ニュースになっておりました。特に、障害を持つ子どもたちを受け入れている学校においては、児童は何らかの薬を常用しており、また特別な障害ではなくても薬を常用している児童がいる可能性もあります。行政も保護者も、薬と食物の食べ合わせについて知識を持っている方は少ないでしょう。公のものであれ民間であれ、専門の第三者を入れた機関の設置などによって行政が指導を行っていかねば重大な事故につながる可能性があります。教育部長、この点についてはどうお考えですか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特に食べ物とか薬については、安全面から非常に注意を要することです。ございますし、またご指摘のような食べ合わせといいますかね、そういうこともございますので、給食の内容等を配布しておりますから、各学校では給食の前にそれについて親の方からの反応を聞くなどしながら十分な配慮をして進めていると、そのように私は考えております。そういう面でもより十分な注意をしていくということでご指摘いただいたんじゃないかと思いますが、いろいろお薬とか食べ物とか複雑なものが出てまいりますので、より一層注意していきたいと思いますが、学校におきましてはそういうことで安全に十分注意しながら進めているというふうにとらえていただければと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） もちろん親の方も承知している場合もありますけれども、万一見過ごすという場合も私はあるかと思えます。その行政側としてもそういったものの知識についてはその第三者機関、専門家を入れた機関をつくる必要は私はあるのではないかと思います。例えば、私たちが小学校の時代にアレルギーの検査なんか行われていませんでしたけれども、今は

ごく当たり前のことになっています。時代が変わりまして薬も変わってきています。過去にそういう事例がなかったとしても、これから起こり得る可能性があるとしたら、事前に対応しておくべきではないかと私は考えています。

このように、現場の指導を行う際、今申し上げた専門家を入れた第三者の視点というのは欠かすことができません。そして、第三者の視点は、指導のためだけではなく、行政が市民と共同でまちづくりを行うとき、つまり先ほど健康福祉部長がおっしゃいましたが、行政のセーフティネットを構築する際、様々な利害が絡む既得権の問題を解決するためにも不可欠なものだと私は考えます。総務部長はどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まず、私の方から。何か聞いておりますとですね、えらい学校が安全に気を配ってないようなふうに関き取れてですね。十分な配慮をしながらやっております、それから、もしそういう緊急な場合があったときにどの病院に連絡したらいいとか、また修学旅行中でしたらどの病院を訪ねたらいいかというようなことの処方聞きながら、私も校長をしておりましたので、そういうことをやりながら十分に配慮しておるところです。

なお、先ほど申しましたように、薬もいろいろ変わってきますし、食べ物もいろいろ変わりますから、十分な配慮がより一層必要だということは重々わかっておりますけれども、何にもその学校がその辺に配慮しないというようなふうにとらえてもらいますと大変困りますので、どうかよろしくご理解ください。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 教育長のご答弁、確かにそのとおりだと思います。

学校側も十分に配慮されておりますけれども、私の意見といたしましては、やはり先ほども申し上げましたように、多様化する薬ですとか、そういった専門的な部分については、やはり学校側では対応できないところもあるのではないかとということで、年に1回でもいいからそういった専門家を入れた機関で、どういった薬を児童が飲んでいるか、そういったことを確認する必要もあるのではないかとというふうに、私は考えております。

では、済いません、総務部長お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私の方にどこをどういう形で振られたのかわかりませんが、いろんな社会情勢あるいは環境が変わりつつあります。それはもう渡邊議員が言われたとおりです。それにやはり行政が対応していかなければいけないのが私の方は一番だろうと思います。

まず、我々がそれに対応できるような勉強をすると。それでもどうしても応じられない場合は専門家の意見を聞きながらやるということが基本姿勢で、何でもかんでも専門家に任せればいいということでは、やはり行政の主体性がないような気がします。

ありがたい言葉ですが、まずは、私は総務部長って問われるならば、職員にまず自らそういうふうな時代の流れに応じた啓発、自己啓発をしてほしいと、そういうふうと考えておりま

す。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のお言葉の中に、確かに行政がまず最初にしっかり勉強していかなければならない、そしてその足りないところ、どうしても補えないところがあれば専門家の方にそういった相談をしていくというお考えを承りました。

私は、例えば市内で居宅であれ施設内であれ、どのような内容で子育てが行われているか、民間であろうと公立であろうと、それが行政の目指す理念に添ってきちんと監視をし指導する役割も行政自身はあると思います。例えば、子どもが毎日4時間以上2m離れてテレビを見ている場合、これは親が見せている場合もありますし、預けている保育所などが見せている場合もありますが、その多くの子どもは2m未満の距離のものに対してほとんど反応を見せなくなるという統計が保育関係の方から出されています。

また、先日テレビ番組で放送されていましたが、子どもが感情をコントロールできず、いわゆるキレやすくなる原因の一つに睡眠時間が大きく関係していることも指摘されています。

さらに、ここ数日大人による子どもへの犯罪など、痛ましい事件が起こっています。保育士は、専門の知識を習得し、現場での経験によってそれを実践してこられています。医者や看護師と同じ専門職であると私は思っています。様々な子どもの状態を見てその原因を突きとめ、できるだけ早い時期に改善するよう指導できるのも専門職だからこそだと思っています。

先ほど申し上げました、医師、看護師、専門職といいましたけれども、それだけではなくやはり子育てには広い分野での専門職が私は必要だというふうに考えているからです。居宅で育児を行っている親のカウンセリングや、今の給食の例にもあるように、私は医師や保育士などの専門家を入れた第三者の機関の設置によって太宰府市が目指す子育ての質を守ることを、この質を守るための指導を継続していくことが非常に重要になると考えます。

先ほど教育部長は学校の件をおっしゃっておられましたが、私が申し上げておりますのは、学校内部のことだけではなく、これは生まれた乳幼児からすべての子どもたちについての専門の第三者機関の設置ということですが、先ほど片井議員へのご答弁にもありましたけれども、この第三者機関の設置ということを健康福祉部長はおっしゃっておられましたが、専門家を入れてということについてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 一つ申し上げましたが、いろんな保育所に対する苦情、苦情ばかりじゃないという話をさせていただいたんですが、いろんなことがありますから、その保育所の中だけではなくて、第三者も入れた形できちっと客観的に見れるような、そういうふうな方法もとっている保育所もございますし、そういうことを当然これからは一保育所だけじゃなくて、市内全体で考えるべきだろうということも考えております。

それから、もう一つは、第三者評価ということもお話しさせていただいたんですが、厚生労働省の方でもそういう評価事業については必要であるという見解に立っておりますので、そう

いう制度についても今後入れていきたいということも出てきております。それで、そういうものも本市としてもひとつ検討してみようということも思っていますし、保育所が客観的に判断をされた中でいろんな指導、それから指導されたことに対する公表というところまでやる機関のようでございますので、そういうことによってよくなることであるならば、ぜひとも検討すべきことじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご答弁ですと、やっぱり必要とあれば専門家を入れた第三者機関の設置を検討してもいいというふうにとらえてよろしいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 都府楼保育所の説明会におきましても、再三にわたりまして保育の質についての議論が交わされてきました。健康福祉部長、その保育の質とは、今現在はどのようにお考えですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 質と言いましても、サービスとはちょっと違うと思います。それで、今まで公立保育所それから市立保育所におきましても、保育方針というものがあって保育内容ができています。それを毎年積み重ねてきて、その保育所でのやり方というんですかね、そういうものをいろいろ積み上げられてきて、それを一つの、例えばAという保育所の質というふうに、私はなっていくだろうと思います。

それで、それを今回の都府楼保育所の分ですが、質をどう受託した法人の方に伝えていくかということが説明会の中でもいろいろ質問があった中で私どもが考えさせられたことだろうと思います。それは行政、それから実際今まで都府楼保育所でやってこられたこと、それから受託されたところがやってこられた実績もでございますので、そういうものはお互い情報の交換もしますし、時間をかけて引き継いでもらうということも大事だろうと思いますので、そういうところは行政の方がきちっと中に入ってですね、やっていくことが私は一番大事な質といわれるところじゃないかなというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今ご回答をいただきましたけれども、民間では経営者の方針がそのまま反映されまして、公立では行政の理念が反映されると思います。つまり、今の都府楼保育所の保育の質が、保護者にとってすばらしいものであるということは、行政や今までの保育士の方々がそういう理念を持って20年間保育所を守ってこられたからにほかならないと思います。では、具体的にそれは何なのか。恐らくその答えは都府楼保育所における過去の行政自身の歴史の中にあると思います。ぜひ設立の趣旨や、そのときかかわった行政の方々の理念、そして20年間の中で起きた様々な問題を行政自身がどのように解決してきたか、それをもう一度よく

見直して見てください。私は、その作業を行うことによって、行政自身が考え、保護者に絶大な賛同を得た保育の質とは一体何なのかがおのずと見えてくると思います。ぜひ太宰府市が持っているセーフティーネットとしてもすばらしい保育の理念を再発掘し、それを継続するために前向きに行動していただくようお願いをいたします。

また、本日ご回答をいただきました内容について、今後保護者会との協議会におきまして、十分に議論をしていただき、今までの説明会のように結果報告の中に保護者の要望を受け入れるという方法ではなく、先ほど健康福祉部長ご自身でおっしゃってありました共同ですけれども、当事者である保護者と共同でつくり上げていく姿勢で臨んでいただきますように強く要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時05分

~~~~~

再開 午後3時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点質問をいたします。

まず、まちづくりについて。大きなテーマですが、今回は市民の住環境保全の視点から2項目質問します。

まず1点目に、市内の開発、建築行為等に対して、市は太宰府市開発行為等整備要綱に基づいて地域住民と事業者との調整を行う責務があると考えますが、しかし宅地開発やマンション建設問題が持ち上がった際、市は民間と民間の問題だからといって事業者と住民の間に立ち入ろうとしない傾向があるように見受けられます。また、要綱の第5条では、「事業主は開発行為を施行しようとするときは開発行為等の概要及び施行区域周辺に影響を及ぼすおそれのある各号に掲げる事項について、事前に利害関係者及び近隣住民等に説明を行わなければならない」とありますが、これについても積極的に指導をされているかといえば、今議会で提出されたマンション問題に関する請願内容を見る限り、十分な説明なく話が進んでいるように感じられます。こうした点について、市の対応と考え方についてお尋ねします。

次に、まちづくり条例の制定について伺います。

今全国的にそれぞれの自治体で工夫を凝らしたまちづくり政策、条例化が進んでいますが、先ほど述べたような宅地開発や、マンション建設等にかかわる住民と業者との対立問題に対応できる条例をつくっている自治体もあります。東京都の狛江市のまちづくり条例を例に挙げますと、ここでは条例で開発に関する協議の手続が定められており、開発等協議の義務づけ、意

見調整会の開催請求や、業者が悪質な場合には罰則規定を設けるなどして、市民と事業者と市の三者共同で住民が納得できる開発と住みよい環境保全が進められています。市内の開発に対して行政側の情報公開、説明責任なども具体性を持たせ、これからは市民の理解と協力を得る体制づくりを積極的に考えていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いします。

次に2点目に、保育所の民営化について質問します。

昭和63年策定の太宰府市行政改革大綱で、保育業務の民間委託方針を打ち出してから今日まで、保育所民営化については先送りされていましたが、昨年11月いきなり都府楼保育所を平成16年4月から民営化するという計画が出されました。市民や関係者に対して十分な説明もないまま話を進めることは認められないとの批判に、市当局はその時期を1年間延期し、平成17年4月にすると発表、そしてこの間保育所保護者会との協議の結果、さらに1年間延長することを約束されています。

こうした流れを見る限り、太宰府市は保育行政をどのようにとらえているのか、余りにも子どもの存在を軽視したてんまつではないか、そして確固たる方針もないまま、これまで築き上げてきた公立保育所を簡単に民営化してしまうことは、保育の公的責任放棄であるとの観点から認められるものではありません。児童福祉法では、国及び地方自治体は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと定めています。これに基づき、自治体は保育に欠ける子どもを、親にかわって保育する責任を課せられているのです。公立保育所は、民間保育所を含めて保育全体の質の向上、保育水準の維持などの役割を果たしてきました。そして、これからは子育て支援のネットワークの核として公立保育所の役割が一層求められています。

まず1点目に、公立保育所の果たす役割について市長はどうお考えでしょうか。答弁を求めます。

2点目に、保育所の民営化計画について伺います。

3月の代表質問では、現時点では1か所、あとは走りながら考えていきたいと助役が答弁をされました。この答弁からして、保育行政の位置づけが非常にあいまいであることがうかがわれますが、改めて五条保育所と南保育所の2園について計画はあるのかどうかをお尋ねします。

3点目に、市は都府楼保育所民営化の保護者説明会の中で、保育の質については変わらないと明言されましたが、そう言われる根拠を示してください。

以上、再質問につきましては自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まちづくりについてということで、1点目、2点目のご質問でございます。1点目は、市の整備要綱等があるけれども、市の責任はどうかということと、2点目はまちづくり条例の中にそういう開発等協議の義務などを位置づけできないかということで、あわせてご回答を申し上げます。

特に住環境の保全という観点から申し上げますと、基本的なルールは、都市計画法それから建築基準法で定められております。いわゆるどういった建物を建ててよいのか、建築の用途、建ぺい率、容積率、高さなどでございます。これは法律でありますので、全国どこでものルールでございます。建築行為に限って申しますと、中高層建築物、10m以上でございますが、これが建設されますと、従前からのお住まいの方には何らかの影響を及ぼすということになりますので、近隣の方はその建築に対して疑問や不安がありますことから、本市におきましては昭和59年に今の要綱の前身となる指導要綱を設置いたしまして今日に至っております。ご存じかとは思いますが、同指導要綱もその時代時代に、社会情勢に応じまして改正を重ねてきております。それこそ今日までの本市のまちづくりに大きな役割を果たしたと、そういうふうに認識しております。昨今の中高層の建築に対しまして、住民の活動にも指導要綱どおり施工者、または住民の方にも真摯に説明をいたしているところでございます。施主、事業者の方も3回、4回と説明会を近隣住民の皆様に行っているのが現在の状況でございます。どうぞ御理解をいただきたいということでございます。

それから2点目の、回答でございますが、まちづくり条例の中で対応できないかということでございますが、確かに住環境問題を解決しなければならないという時代でございます。そのようなことから、国の方も、先ほど申しました都市計画法の改正をいたしてきております。特に、これまで行政主導の都市計画法を、住民でも提案できるように都市計画法の見直しをされているところでございます。具体的には、建築協定や地区計画というのがございます。住民の合意のもとに法で担保された最たるまちづくりのルールということでございます。

お尋ねの、開発等に関する協議をまちづくりの条例の中で対応できないかということにつきましては、本市も今後調査研究する必要があると思っております。福岡市、春日市、議員が申されました粕江市も、調整あるいは調停と、かなり参考になるところがございます。本市もコミュニティづくりということで、まちづくり条例の中に織り込めるかどうか、そのところを十分研究してまいりたいと、そういうふうに考えるところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今議会で、請願や陳情書が出されているマンション建設の問題を例に挙げて単刀直入にお聞きしますけれども、この請願には2つの問題が含まれておりまして、一つは土地の契約にかかわる問題。これは昨日武藤議員、そして先ほどは片井議員の方から質問がありましたから、私は住民の住環境にかかわる部分についてお尋ねしたいと思います。

昨日の武藤議員の質問に対する答弁で部長は、住環境条件が悪いことは承知している、できる限り行政もやるべきことはやりたい、指導していきたいと思っているというふうにお答えになっております。それで、私もその答弁を聞いておりまして、やっと業者と住民の間に市が入って調整をするのかと期待を持ったんですけれども、昨日の質問の後に住民の方にお話を聞き

ましたら、18日に事業者が説明会を予定しておりますけれども、この説明会には参加をされないと、市が入ることはできないというふうに住民の方にはお伝えされているようですね。それじゃあどういう形で市は、住民の思いに答えていこうと思っているのか、その辺を具体的にお答えいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今、山路議員がおっしゃったとおりの態度を市はとっていきたいというふうに思っております。私は、昨日まず一般質問の中でお答えしたのは、特に防災公園、そういうことは水事情が悪い中で必要じゃないかということでございましたので、そのところは十分に承知しておりますということで、できるだけそういう方向でできるものは対処していきたいということをお答えいたしました。何もかもが悪いわけじゃございません。法律で保障されている部分につきましては、そういう部分で法的な裏づけがあるものでございますから、そこらは最低クリアされておるということでございますので、市の中でできるとしたらそういうこと、あるいは道路整備、そういうことかなということで申し上げたわけでございます。

それから、18日の説明会に参加しないということにつきましては、指導要綱の第5条で事業主は近隣住民の方に説明をするということで、ちゃんと要綱がありまして、それを事業主はすると言っておるわけでございます。今回、住民の方から事前に市の方に要望等を持ってこれてお話がありましたのは、これ私、それが建設部関係に来て初めてでございます。そういう要望がありましたので、市としては要望等をきちっと聞いて、先ほど言いましたような中で対応をしていくという態度をとってまいりました。これまでにいろんな、先ほど言いましたように、要綱の中できちっと業者の方も理解されて、住民説明を訪問されたり集められてお話しされたりしております。そういう中で、100%完璧とは言いませんけれども、積み重ねながらやってきた指導要綱でやっているということを申し上げました。それが完璧とは思いません。時代の流れで改正しなければならないところはしなければなりませんけれども、そういうことでまず事業主の方たちの話を、この要綱どおりに聞いていただいて、そして住民の方々が要望されること、そういうことをお話し合いいただいて解決ができればそれが一番いいと、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それじゃあ、今の答弁ではあくまでも業者と住民の間の中で解決してほしいと、市は全くそれについてはかかわりを持ちたくないということで、そういうふうに理解していいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） できればそのようにお願いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 初めて住民の方がこの土地にマンションが建つと知ってから、6月と7月の2回にわたって市長に陳情をされておりますけれども、こういう住民の要求がわかっているながら、そういう切実な要求を無視した形で市は土地を売られているわけです。その要望の中には、例えば大雨時の水害についてとか、市がかかわる問題も幾つか含まれております。ですからそういう問題については、私はやはり市として積極的に住民の不安解消に尽くすべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 繰り返しの答弁になるかと思いますが、市としては真摯な態度で住民の意見を受けて、できるものはやっていくと。すぐさまやれる問題もございませんし、できる部分についてはですね、やるし、将来の計画、財源的なものもございまして、そういう部分では考え方として早目にやっていくと、ご迷惑をおかけしとるのはもう明白でありますので、そういう気持ちでの対応をしたいという市としての考え方でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 市は、業者に対しては指導をしていきたいというふうな、そういう消極的なお答えしかしておりませんが、ただその業者に指導をしていくにしても、住民の声を聞いた上で問題を把握して業者に指導をするというのが筋ではないでしょうか。大体、今回のこのマンション問題にかかわらず、こうしたマンション建設や宅地開発などで、住民と業者の間が対立をしたりしますと、市はすぐに責任回避をしようとする、そういう傾向があるように私は感じます。市民とともにまちづくりを考えていこうとするならば、やはり行政側が進んで情報公開をすること、そして住民の立場に立った指導をしていくこと、そういう姿勢がやはり大事だろうと思います。ですから、そういうふうな姿勢を持ってもらいたいということで、今回このまちづくり条例、狛江市のまちづくり条例を例に挙げまして、ぜひとも条例化を検討してはどうかという提案をさせていただいているわけですが、参考にしたこの狛江市のまちづくり条例、狛江市では実際にこの条例を適応させて、マンション建設で住民と業者が対立をしたときに解決をさせているという実績がございまして、先ほど見ていただいたようなご答弁でしたが、大変詳細に開発と協議の内容が定められておまして、またまちづくり全般に関する仕組みづくりというのも明確化されております。それで今、本市には開発行為等整備要綱があるわけですが、ただその今の要綱では住民の権利義務が明らかになっていない。また、行政の責任もあいまいであると、そういうことで、今回のようなマンション建設問題では全く対応ができないというわけなんです。ですから、行政側は、自ら縛りをかけることには消極的な部分がございますけれども、先ほどの答弁ではこのまちづくり条例、狛江市のまちづくり条例、ぜひ調査研究をしてみたいというお答えでしたので、そういった建設要綱にかかわる具体化、それから市全体のまちづくりの明確化、それをぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、保育所の民営化についてお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の民営化についてご回答を申し上げます。

1点目の公立保育所の果たす役割についてお答えをいたします。

保育所に通所していない児童の保護者の支援のため、民間保育所の地域子育て支援施設等と連携をしながら子育て支援を充実していくことが上げられます。そのため保育内容の向上のための研究、研修、そういうものを今以上に重ねていくことが重要になってくると考えられます。

次に、2点目でございます。民営化についての計画についてのご回答を申し上げます。

このことにつきましては、昭和63年の行政改革大綱に基づきまして保育所の民営化を検討してきたところです。今回、都府楼保育所の民営化を行うということで進めてきているものでございます。都府楼保育所を民営化することにより、人材それと財源が活用できるというふうになりますので、子育て支援の充実を図っていくことで今後の計画につなげていきたいというふうに思っております。

次に、3点目の保育の質についてご回答申し上げます。

認可保育所におきましては、国の保育所最低基準それから保育指針がございますので、それに基づきまして運営を行っておりますので、公立、私立につきましても基本的には変わりはありません。また、保護者会の要望も協議を行いながら取り入れて運営することといたしておりますので、大きく変化することはないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 民営化されることで危惧される点を幾つか上げますと、一つには行政の責任が後退をするのではという心配がございます。例えば、これはほかの自治体の事例なんですが、利益を上げるために保育所と保護者が直接契約を行い、基準以上の詰め込み保育を行っていた。それをある保護者が市に指摘をすると、市は民間のやっていることには口は出せないといって見て見ぬふりをした。こういうことがあるんですね。それから、保育内容についてもやはり直接責任を負わなくなるわけですから、どんな内容で保育が行われていても、市の方は口出しができないということが出てくるのではありませんか。

それから二つ目には、保育の市場化というのは、やはり公立保育所が作り上げてきたどこでも公的保育を保証する体制が崩れ、保育が商品として選択をされ売買される。要するに、英語やスイミングなどの特色ある保育を売り物にした保育が先行してしまい、本来子どもにとって必要な保育がないがしろにされはしないかという心配、またあるいは保護者の経済状況に応じて保育の内容が変わるといったことがありはしないだろうか、こういった心配があります。

結局のところ、どこまで行政が責任を持つのが、今回の民営化に当たっても全く明確になっておりません。最低基準さえ満たしていれば、というそういった姿勢では、保育の質は変わらないといわれましてもやはり疑問を持たざるを得ません。その点、明確なお答えをいただき

たいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 危惧されるというところで、民間については利益を追求することに
対して行政は口は出せないというご質問だったと思います。

民間保育所につきましては、社会福祉法人を設立した中で保育所の運営がなされておるわけ
でございます。それで、社会福祉法人としての一定の条件もございますし、その中で保育所の
経営がなされているというふうに思います。それで、実際、社会福祉法人に対するいろんなこ
とについて、行政としては直接の口は出せないと思いますが、保育内容につきましては、実際
どういう保育内容でなされているのかということにつきましては、私どもの方で把握すること
はできると思います。

それで、今回の都府楼保育所の民営化につきましては、今後細かな点につきましては保護者
会との協議も行っていきますし、当然、受託する法人に対しても2度ほどお話をしていって
おります。その中で、実際公立保育所を受託される中では、やはり今やっております民間保育所
だけの保育ではなく、きちっと都府楼保育所の保育方針を選考基準の中にも入れておりました
ので、そのことについては協議の中です、きちっと伝えていきたいと思っておりますし、今後も
行政、私どもが間に入った中で協議を進めていきますし、今後についても継続してやってい
きたいというふうに思っております。それが、2番目に質問がありました基準というところでお
答えしたんですが、そういう先ほど説明しましたことをきちっとやっていくことが、私は委託
をしても保育内容には変わらないことの一つの取り組みだろうというふうに思っております。
それと最低基準ですね、それも言っていましたので、それも先ほど説明したものでできてい
くんじゃなかろうかなというふうに思っております。

それから3点目の、経済状態によって変わっていくというご質問をいただいたんですけど、
もう少し詳しく説明をお願いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するにお金がある人は、例えばスイミングとか英語とかでやってる
保育所を選択できるけれども、経済的に苦しい家庭はやっぱり安い保育を選ばざるを得ない
と、そういうことです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私立の保育所については、もう一つ特色を出そうというところで、
いろいろ習い事とか、先ほど言われましたスイミングとか、そういうものをやられると思いま
すが、2度ほど法人の方と話をさせていただいた中では、基本的には都府楼保育所の一つの
形、長い歴史があった中で取り組んできたということもありますので、そういうことをきち
と引き継いでいただきたいということはお話をさせていただいております。

それで、確かに私立になりますとどうしても自分の保育所のカラーを出したいという気持ち
は持ってあると思いますが、まずは今の保育所をきちっと引き継いで、その中で都府楼保育所

の内容、今までやってきたことをきちっととらえていただいて、まずそこからスタートしていただきたいということもお話しさせていただいておりますので、経済状態によって変わってくるというところにつきましては、いろんな相談は子育て支援課の方で受けていくんですが、どうしても保育所の方には話したくないとかですね、そういうふうなこともございましょうから、子育て支援課の方でそういういろんな状況についてはお聞きして、そのことについては法人の方にもきちっと伝えていきたいというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 公立保育所が民営化されたある市では、保護者が公立保育所のときと同じように私立保育所に保育に対する要望を述べたら、園の方針に共感できないなら退所してくださいと言われたということがあるそうです。こうした事例からもわかるように、保護者側も保育所を選択できるようになったけれども、逆に保育所側も入所家庭を選択できるということです。こんなことは、公立保育所では絶対にあり得ないことで、それはなぜかという、やはり保育に欠ける子どもが地域にいれば保育をする義務を公立保育所は担っているからです。民営化でこのような問題が起こらないとも限らないわけで、そういう場合に、そういうことが実際起こったら、市はどのような対応をされますか。私は、やはり民間の方針に口は出せないと言われるのではないかと、そういう気がしてなりませんけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） なぜ保育所ができたのかといいますと、保育に欠けるというところが基本的な考え方があって保育所ができたということがございます。確かに私立につきましては、経営ということが確かにあるかと思いますが、いろいろ要望が出される中で、特に今回の委託した保育所につきましてはですね、行政としてきちっと間に入って調整を当然すべきだろうというふうに思っておりますし、いろんな要望が出てくることが、実際そのこれから経営される法人の方でどういうふうに受けとめられるのかっていうのも、当然行政としても聞く必要があると思います。そういうものの間に当然当分の間は入っていかなければならないというふうにも思っておりますし、その辺のところは調整役という形で今後も話の中には入っていくことによって解決されていくことも多いんじゃないかなというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） お考えはよくわかりますけれども、今回、法人を選定するに当たって、法人選考実施基準というのを設けられております。その基準の中に、「地域の保育ニーズに応じた特別保育事業、延長保育や休日保育などを積極的に進めること」という項目が5の(2)に書いてありますけれども、これも私は本当に子育て支援を市が進める気があるんだったら、具体的に休日保育を実施することとか、あるいは延長保育を何時から何時まで実施すること、そういうふうにはっきりと提示をすべきだったのではないかと思います、やはり積極的に進めることという、こういう抽象的な表現では、保育所は経営状況によってできることしかしないでしょうし、それも時期もいつからするのがはっきりしておりません。決定した法

人とはこの点について具体的に話がついているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 法人の選考につきましては、募集する時点で基準を示しました。それによって応募してこられるということは、基準に合ったところで実施をしたいというところでの申し込みがあつてると思います。それで、確かに言われますように、もう少し実際行政としてやろうとすれば、必ずしなさいよということを書けるべきであるというご質問なんですが、この基準の中では「積極的に進めること」ということを書いてありますが、この分につきましては2日間かけてヒアリングを行いました。それでどうしてもこれからの保育所を担っていただくのは、保育所の今までの形と違って地域に解放するとかですね、いろんな特別保育のニーズがかなり多く出てきてますので、その中で積極的にやっていくということはヒアリングの中で申しておりますし、特に休日保育については実施をすることが前提という話もいたしております。

それから、延長保育につきましては、今でも7時までやってるんですが、それを1時間延ばして8時までやるとかですね。確かに延長保育をすることによって保護者の方はいろいろ助かることが多いんですが、1時間延ばすことによって給食を出さなければならないという状況も出てきます。それで、その辺のところは私どもの方もヒアリングの中で基本的に申し込みをするとすれば、考え方をその場で聞いております。それによって判断をしてきたということがございますので、私どもがこの基準の中で示してる分については実施をしてもらうということが前提に立った中での基準ということも説明をいたしておりますし、これから法人との話も詰めていきたいと思っておりますので、その中で協力ということではちょっと弱いかもしれませんが、当市としての考え方をきちんと伝えて、受託されるところの意見も聞いた中で調整をやっていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、今の時点で市としては休日保育は必ずやってもらうと、延長保育もしてもらうということでお話はされているわけですね。そう思っと思っていいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 延長保育につきましては、今7時までどこの保育園もやっています。それで、その時間を延ばすことによって給食の準備をするようになるんですね。そうすると、実際延ばしたときに当然費用の問題もありますので、その辺の協議は今後詰めていきたいと思っております。休日保育についてはやってくれということで私どもの方は話しておりますので、そのつもりで法人としても受けていただきたいということも話しております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私はこの選考実施基準を見まして、えらい簡単なもんだなと思ったものですから。例えばですね、千葉県の八千代市の保育園の移管条件、選考基準なんかを見ますと、例えば保育事業のところ、市が求める選考基準の保育事業として、乳児保育及び延長

保育を実施すること、障害児保育に積極的に取り組むこと、一時保育事業を実施すること、保育所地域活動事業を実施すること、休日保育施行事業を実施すること、7項目ぐらい具体的にこの事業をしてほしいという内容が書いてあったんですね。それと、あと保育所職員の構成なんかにつきましても、太宰府市のは、4年以上の経験者をおおむね3分の1以上確保できることとしかありませんが、例えば八千代市では、市民に認知されるまでのおおむね5年間はこれを維持すると、そういうふう具体的な条件っていうんですか、それを提示してからの選考が行われております。ですから、こういったところは、私は簡単に民間に移譲するっていうのは好ましくないという考え方ですけれども、今実際にはもう話が進んでおりますのでね、ですから市民それから保護者の皆さんの意見を十分にとって、市民が求める育児ニーズ、それをしっかりと把握されてから実施、今後話を進めていただくように要望はしておきたいと思います。

これから民間の保育園が育児支援を充実をさせていくためには、今の少ない補助金ではかなり経営的には難しいというふうに思います。ですから今回の議会でも民間保育所の園長さんたちが、連名で「民間補助金の運営費・整備費補助金の確保」を国に求める要望書を出されておりますけれども、公立保育園を民営化して子育て支援を充実をさせていこうというんだったら、特別保育を実施してもらっている民間の保育所に対して当然補助金の充実もお考えになっているかと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然これからの子育て支援をしていく中で、次世代の育成計画というところの中で国が示しております14事業があるわけですが、その中でも実際保育所の中での特別保育事業をやっていくことも入っております。それで、確かに言われますように、特別保育事業をやることによつての人員費とか、いろんな諸経費あたりが当然かかってくるわけですから、国としても特別保育事業の中では補助金を出す項目もあるんですが、出ないところも確かにございます。それで本市としてこれからどういう計画でどういう内容でやっていこうかということを、今の時点では計画書づくりというところがございますので、その中で当然費用的なものということも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺は計画書、それから予算関係につきましても、私どもの内部の方でその辺のことまで含んだ形で検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） いろいろと具体的にお答えはいただいておりますけれども、やはり私はこの保育所の民営化、これは単なる経費削減だということに尽きると思います。それは前回の代表質問での市長や助役の答弁にあらわれておりましたけれども、財政難を理由に経費削減を言われるのならば、福祉を削る前にまず今後の大型公共事業の見直しを考えるべきではないでしょうか。総合計画にもなかった太宰府館の建設や計画性が見えない看護学校の跡地の買い上げなど、借金を増やすような施策を今後進めようとしながら一方でこのような福祉を削ると、そういうことはやはり市民に納得を得られるものではないということをもっと申し上げておきたい

と思います。借金を増やししながら、そのツケは子どもたちに押しつけるというこの民営化に対しまして、市長は前回の武藤議員の質問で、「子どもは宝である」と、「将来太宰府を担う財産をみんなで守るという姿勢に変わりはない」と、このようなお答えをされています。私は、市長がそこまで言われるのならば、働く親が安心して子育てができて、子どもたちの健やかな保育を維持、充実をさせるためには、やはり公立の保育所は公立で存続をさせるべきだと思いますけれども、市長のお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 保育所の民営化の問題につきましては、今議会でもいろいろなご質問に対しご答弁したとおりでございますが、ご承知のように都府楼保育所の民営化につきましては、平成18年4月1日から民間に移譲するということを決定いたしましたわけでございます。その後の都府楼保育所の運営、その他につきましても、本市の子育て支援という立場から健全な、また保護者をご安心できる、そういう保育体制をつくっていくということは肝心かと思う次第でございます。

したがいまして、現在我々は、保育所の民間移譲はもちろんでございますが、子育て支援の充実につきまして、多方面からいろいろ施策を考えております。次世代育成支援対策推進法も施行されたところでございまして、支援策の策定も現在進んでおります。今後とも太宰府市の子どもたちが健全に、そして保護者が安心してできる子育ての支援体制を充実すべき、そのために最大限の努力をしてみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 保育所の通所外で、子育ての困難に直面をしている保護者は、確かに増えてきておりますし、子育ての保育需要の多様化っていうのもございます。そうした人たちも含めた子育て支援策を考えていかなければならないという主張は当然です。次世代育成支援行動計画策定も、市長が言われるように義務づけられまして、子育て支援の拡充が行政の緊急の課題というふうになっておりますけれども、ただ私はこれからは公立保育所が地域のネットワークの核としてその中心的役割を果たしていくことが望ましいと考えています。

それはなぜかといいますと、児童虐待とかが増えている中で、市の中で横のネットワークがこれから大変必要になってきます。けれども、保育所が民営化されると、どうしても縦になってしまう。横のつながりがなかなかとれないということがあります。ですからそういった地域のネットワークの核としては、公立保育所をぜひ残していただきたいし、公立保育所の保育士さんは、市民、地域全体に奉仕をする公務員だと、そういう視点で見れば、ただ保育所内の保育だけではなく、保育士の専門性、豊富な経験を生かした幅広い活用法も今後は考えていくことが必要でありますし、また地域もそれを求めていると思います。

大体そもそもがこの保育所の民営化というのは、地方財政危機の進行する中で、自治体リストラの重要な柱として政府自治省が1997年に打ち出した、地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針という基本方針に位置づけられておりまして、民営化を進め

るためにこれまで政府は児童福祉法などを改正しながら、政府主導で全国的に民営化が進められてきました。この政府の目的というのは、国の財政支援を削減するためでありまして、こうした政府の保育制度の改革は、保育所指針が示している保育所の役割、特性などをないがしろにしてしまうというふうに思います。保育に対する公的責任の後退、これは私は否定できないと思います。こうした政府の構造改革にのって、保育所の民間委託、民営化方針を進めるのではなく、ここで一回白紙に戻していただいて保育の公的責任をこれから維持、拡大する方向でぜひお考えをくださいますように強く要望をいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで16時15分まで休憩いたします。

休憩 午後4時03分

~~~~~

再開 午後4時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、ボランティアによる青少年健全育成について質問します。

子どもたちがたくましく育ち、立派な社会人になってくれることを願わない者はいないと思います。しかし、子どもたちの現状はどうなっているのでしょうか。オリンピックでは、日本の若者たちがすばらしい成績を残しましたが、このような若者ばかりではありません。日本の子どもたちは、全般的には元気がない、持っている能力が発揮されていない、自主性が足りない、規範意識が足りない、我慢することができないなどと言われていますが、どのような問題が発生してあるか、簡単に述べてみますと、まず大きな問題は少年犯罪であります。

青少年の犯罪が低年齢化をしており、さらに福岡県内の刑法犯で検挙補導された刑法犯少年は、平成14年が8,613人でありましたが、平成15年は1万2,134人となり、全国で3番目の件数であり、少年人口比率から見れば全国1位になりました。この不名誉を私たちは真摯に受けとめ、この問題に真剣に取り組むべき時期に来ていると思います。

福岡県にはもう一つ不名誉なものがあります。それはシンナー等薬物乱用少年が、4年連続全国1位ということです。犯罪に走る青少年は、いろいろと原因はあるでしょうが、子どもたちは犯罪を犯したくて犯しているのではなく、相談する相手もなく寂しくていつの間にかそのような結果になっているわけです。それから、平成15年度の小・中学校不登校児は、全国で12万6,000人、福岡県内は4,932人です。平成14年度から少しは減少しましたが、学校に行けない子どもたちがこれだけいるということを皆さんどう思われるでしょうか。もう学校だけ

に任せていては解決できない状況に来ていると考えます。そのほかにもキレる子、いじめ、引きこもりなど、たくさん問題があり、うまく社会に出たとしてもすぐに離職して新たな職につけない子など、困っている家庭もあると聞いております。

これらの原因は、第1に家庭の教育力の低下があるといわれています。少子化、核家族化の中で、ある家庭は過干渉、ある家庭は放任など、子どもを教育できていないというのです。次に大きな原因は、地域のコミュニティがなくなり、地域の中で異年齢の子ども社会をつくり、また地域の大人と生活の中でふれあいなど、いろんな体験をする機会もなくなっていることが上げられています。その結果、外で遊ぶ機会がなく、家でテレビ、コンピューターゲームなどでバーチャル体験ばかりしている子どもがいるといわれています。このような体験では、きちんとした感情の表現、人の気持ちを理解するなど、社会性を身につけることができないのは明らかであります。

このような状況の中で、国においては、ゆとり教育という名目で完全学校5日制を平成14年から始めました。これは子どもたちを、学校だけではなく、地域、家庭においていろんな体験をさせようということで始められたわけであります。しかし、今の地域の現状は、教育力があるでしょうか。地域の皆で子どもを育てる意識はあるでしょうか。子ども会、育成会に任せっぱなしというのが現状だと思います。子ども会は、年に数回の行事をこなすのがやっとであり、役員のなり手も少なくなっていると聞きます。地域で教育するということは、子ども会だけでなく、親以外の地域におられるいろいろな大人と異年齢の子どもが、自主的に自然と触れあうことで発揮できるといわれています。やれ家庭が原因だ、学校が原因だと議論している間にも子どもたちは大きくなっています。今こそ地域の出番です。地域にはいろんな人材が豊富です。

福岡県は、これらの問題を解決するために青少年アンビシャス運動を始められました。先ほど橋本議員からご丁寧な説明がありましたが、褒めて伸ばそうを原則として、読書をしようなど、いろんな提案がなされている中で一番の活動は、地域ぐるみで子どもを育てようのもとにつくられているアンビシャス広場であります。このアンビシャス広場は、今までの青少年育成の活動が行事型であったものを根本的に見直して、年間を通じて開く子どもの居場所です。

平成13年度に公募の結果、広場を開設した地域が62か所でしたが、今は県下240か所に増え、太宰府市内では国分、三条、つつじヶ丘、青葉台、南小の5か所が運営されています。やはり広場の取り組みが皆に理解されてきたといえると思います。私も国分地区で平成13年7月に地域の皆さんと国分アンビシャス広場を開設しましたが、年間通じて週2日、広場を開設することは大変なことであります。途中でやめられた広場があると聞いておりますが、国分アンビシャス広場が4年続いたことは評価していいのではないのでしょうか。

広場は子どもたちの居場所として異年齢で遊び、いろんな訓練をする場所として、地域の大人たちと触れ合う場所として有効だと思います。広場で遊ぶ子の保護者からは、よく眠るようになった、よく食べるようになった、ゲームする時間が減った、わがママが減ったなど聞かれ

ます。また、地域のいろんな方々と知り合えて楽しいなど、地域コミュニティづくりにも効果的です。国分アンビシャス広場は、社会学者の門脇厚教授の著書でも取り上げられ、全国的にも有名になりました。

また、この広場で始まった和ごま競技は県下に広がり、太宰府天満宮の和ごま競技大会にまで発展いたしました。さらに、同広場は今年の2月に青少年アンビシャス運動本部長である麻生渡福岡県知事から優秀広場として表彰された2つの広場の1つに入りました。

さて、そのアンビシャス広場の今後ですが、国分広場も県の助成は来年の3月で終わります。あとは地域でどうするか決めなければなりません。地域のボランティアがこれまで支えてきた子どもの居場所である広場はどうか、県が助成をとめるなら、それで終わりとするか。

まず第1に、市は地域の教育についてどう考えておられるか、今後どうするのか、基本的な考えを市長、教育長に伺います。そして、国分アンビシャス広場の問題についてどう対処するのか答弁をお願いします。

次に、コンピューターゲームが青少年にもたらす影響について質問します。

NHK出版協会から出ております森昭雄著「ゲーム脳の恐怖」という本があります。ゲームをやっている人の脳波は、痴呆性老人の脳波と同じ、ゲームをやっている子はキレる子が多いなど書かれています。ゲームは恐ろしいほど子どもに人気があります。子どもたちは市内に配置したパソコンに群がり、インターネットでゲームを引っ張り出してやっています。今は地域振興課の方で制限されているようですが、アンビシャス広場などに、子どもたちを外に引っ張り出してもゲームをやるのでは効果がありません。先ほども申しましたが、ゲームや顔の見えないメールなどは、人の表情を読み取る能力、人がどう思うかなど、考える能力は育たないと、この著者は言っています。

昨年、長崎でゲームセンターに入り浸りの12歳の少年が、4歳の幼稚園児を屋上から投げ殺した事件がありました。そして今年、佐世保で女子小学生が、同級生からカッターナイフで切られて殺害された事件はまだ鮮明です。これはホームページ等を介したメールのやりとりなどが原因ではないかと言われています。

今、地域では子どもたちにゲームを買ってやりたくないが、持っていないといじめに遭うのではないかと心配する保護者の方もおられます。もうちゅうちょせず、学校で指導すべき時期に来ているのではないのでしょうか。教育長の答弁を求めます。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長の答弁ということでございますが、私の方から一括してご答弁を申し上げます。

1点目のアンビシャス広場について、市は支援をどう考えておるかという点につきまして、本市におきましても平成13年度より国分アンビシャス広場が開設されて4年目を迎え、本年度

までに5か所の広場が開設され、運動が展開をされております。広場の運営、補助等につきましては、福岡県が直接広場に対しまして指導、助言、補助等を行っており、助成期間も当初の2年間から4年間に延長をされました。このことにより、開設1年、2年目を基盤整備期間とし、開設3年、4年目を自立支援期間と定め、広場の自主的な運営に向けた具体的な取り組みが行われるような指導、助言がなされてまいりました。助成期間終了後の補助の継続につきましては、福岡県に対しまして強く要望をしてみたいと考えております。本市におきましても財政状況の厳しい中、補助金等の見直し、整理、合理化が行われており、新規につきましても厳しい状況でございます。

つきましては、物的な支援といたしまして、スポーツ、レクリエーション用品の貸し出しをはじめ、各種情報の提供を今まで以上に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の電子機器による仮想ゲームに熱中する子どもが多いが、心身に与える影響をどう考えるかについてご答弁を申し上げます。

ご質問にありましたように、コンピューターゲームやインターネット等の普及により、子どもたちの生命に対する実感のなさや、人間関係の未熟さなど、様々な影響が出ていることが危惧をされております。学校におけるコンピューター教育は、児童生徒の情報活用能力を育成することが大きなねらいとなっておりますが、その一つとして情報社会に参画する態度が重要視されており、機会をとらえまして発達段階に応じた指導が行われております。

特に、中学校の技術・家庭科では、学習指導要領において情報化が社会生活に与える影響や、情報モラルの必要性を考える学習が位置づいております。お互いの立場を尊重し、他人を誹謗中傷しないなど、情報モラルの育成等を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 地域には退職されてこれから自分でボランティアをやっていこうとかですね、時間にゆとりができた主婦とかサラリーマンとか学生のボランティアとかですね、いろんな人たちがいるわけです。国分でもアンビシャス広場が、今先ほど言いましたように4年目へ入ってですね、各種のイベント、ホームページの運営、また毎月2,000戸に便りを配布しております。そういうことを、いろんなことをやってます。一つ一つは多分もうご存じか、ホームページ等を見ていただけたらわかるんですが、どんなに工夫してもある程度の金額がかかるわけですね。今年度で県からの助成が切れるわけですけど、ざっくばらんに言いますと、年間20万円ほど、23万円ぐらいですかね、費用がかかります。

ということで、先ほどのお答えというのは、県に対して要望ということと、あとはスポーツ用品の貸し出しとか、情報の提供ですね。スポーツ用品の貸し出しというのは、別にアンビシャス広場に限らず、何かしらのイベントがあるとき申請すれば借りたりはしてますね。また、情報の提供というのが、これは別にアンビシャス広場じゃなくても提供いただけるものは提供しなければいけないんじゃないかと思うんですが、このことはここで要求ということですね、

お願いということでちょっと私取り上げたんですが、今度、予算委員会等もありますから、その辺でもまた議論させていただきたいんですけども、こういうようなボランティア団体の中には、NPO法人等をつくって財政的にも自立していこうという動きがあるところもあります。それは例えば福祉系で、介護なんかで、それもやはりそういうふうな助成等を原資にして活動をやっていくというふうなところですね。そうでないところでそういうふうなボランティア団体が自前でやっていけといわれても、現実問題できないと思いますね。少なくとも活動は大幅に縮小しなければいけないと思います。

そういうことで、余りにも冷たいなというような、ちょっと今お聞きした感想なんですけど、こういうふうな、子どもたちが、今から少子・高齢化といいますが、本当に想像を絶するような厳しさ、日本というものが子どもが今から生きていくときに大変な厳しさが、苦しさがあると思います。国際的にも厳しいものがあると思います。そういう中で、自分で判断して自分で生きていける強い子ども、青少年というものをつくっていくというのは、国も地方も同じ責務があると思います。我々地域もですね。そういったものに対してもう少し、他にも重要なことたくさんありますけども、補助金はいっしょくたというふうな考えじゃなくて、この重要性というのは本当にもう一度認識していただきたいと私は思います。

その5つの広場がそろいまして、今度アンビシャス広場連絡協議会というものを設立しました。これはお互い連絡したり協力して、こういうふうなアンビシャスの運動の目的に対してやっていくことですが、そこで地域の教育について、先ほどアンビシャス広場についてはですね、そういうふうなことでちょっと支援についてお聞きしたんですが、活動が、こういった市内5か所あるんですが、市内だけに限っても別にいいのですが、これらが地域の教育や活性化に貢献している、あるいはひいては市政の発展に資するものであるという認識はございますでしょうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 地域の活性化に貢献していくという認識があるかということでございますが、青少年育成市民の会の中には様々な団体があります。18団体から運営委員会が組織をされていますが、それらの一つ一つの団体が活性化に寄与をされておるというふうに認識をいたしております。そこでこのアンビシャス広場がどうかということになりますと、もちろん活性化に大変寄与をされておるというふうに認識をいたしております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） またこのことは、折につけまたいろいろと質問したいと思います。広場については、ただ担当課の職員には、そういうふうな業務上だけではなく、個人の立場でもいるんなイベント等に参加していただいたりして助力をいただきました。そのことについて、大変感謝をしております。

次にテレビゲーム、パソコンゲームが青少年にもたらす影響についてですが、先ほど申しましたが、「ゲーム脳の恐怖」という本があるんですが、私も最近読みましたけど、これは読ま

れましたか、教育長。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 直接そういう本を読んだというわけではございませんけど、ゲームが脳に及ぼす影響とかということ、またゲームに限らずテレビ等の影響というようなこと、これについてはまた違う意見の本もあるようでございますので、そういうものを読ませさせていただいております。直接これを読んだというわけではございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もこれを読みまして、非常に暗たんたるものがあるんですが、著者は医学博士で専門は脳神経科学、神経回路をニューロンレベルで研究してこられ、現在は高齢者の痴呆や情報機器が脳に及ぼす影響についての研究をしておられるということです。

内容は、先ほどちょっと言いましたけども、ゲーム中の脳波は痴呆と同じだと、やり過ぎると、普通やめて30分ほどたつとだんだん正常な脳波に戻るらしいんですけど、もう年がら年中やっている人間は、それが戻らないそうですね。全く痴呆老人の脳波と同じようになるそうです。ゲームの種類もいろんな種類があります。私は実際やったことは余りないんですけど、それによって若干の違いはあるけれども大変なストレスがある、あるいは一番顕著なものが、いわゆる前頭前野ですね、人間らしさを発揮する部分といわれております、理性とか抑制とか、そういうふうな部分に非常に影響があるということを書いております。

その具体例として、例えば人目を気にせず電車内で化粧をする女性、よく見ますが、あるいは公衆の面前で抱き合ってるカップルなどですね、外国は多いみたいですが、人間らしさを表現する場所である前頭前野が働かず、理性、道徳心、羞恥心、こんなことしたら人がどう思うかななどというふうな考えができない。あるいは、電車の中でパンを食ったり水を飲んだり、一回私が電車に乗ったときにはサッカーをしとるやつがおりましたが、というのでにらみつけたんですが、そういうふうなことは、もうそういうふうな我慢するという機能がなくなっているんであると、そういうふうなことですね。見て大変怖いことと思いました。もう単に、よく何かあったらですね、心の教育だとかよく言われますけど、もうそういう段階じゃないということですね。

昨日福廣議員の質問にもありましたけど、自転車に乗ってメールしたり、器用だなど思いますが、この辺になるともう自分と周りの危険なっていうのも認識できなくなっていると。あるいは電車の入り口にべたっと座つとるようなやつがいますけど、「邪魔だろう」と言っても、「うるせえな」と、本当にわからないと思うんですね。それはなぜかという、もうそういうふうな論理とかの問題じゃなくて、機能、脳の問題だということなんですね。だから言ってもわからないし。昨今ですね、いろんな事件がありますけど、そう考えると何かわかるような気もしてきます。

そこで、問題行動のある児童・生徒等はどこでもいると思うんですが、それらとこういうふうなゲームとの関連についてお調べになったことはありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 例えば、暴力的なシーンをよく見た子どもには、暴力的な傾向が出てくるとかというような一つの傾向についての調査結果みたいなものを見せてもらったことはございますけれども、やはり傾向であって、因果関係とかというようなことまで突き詰めて言えるとか、先ほど言われました事例も、また違った事例で話してあるようなところで、どのくらいゲームを見たかという量とか、なかなかその辺の検証的なものも難しいなと思いますけれども、やはり長時間のゲームをするとかというようなことはいろんな弊害が生じているということは認識しております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 事件といえばいろんな事件があるんですが、私が幾つか覚えておりますのが、例えば宮崎勤ですね。あれなんか言っている、夢の中のようだとかということをしてたしか言っておりました。あるいはちょっと古いんですけど、羽田沖で片桐さんだったですかね、逆噴射して海に落ちちゃけた人ですね、100人ぐらい亡くなったですよ。あのとき、救出されるときに、ボートの中でここにこ笑っていた人ですね。あの人なんか、要は心身症というふうな判断ですが、要は現実と自分の夢みたいな、物の区別がつかなくなった、こういうことが多いんじゃないかと思えます。昨日あった、兄弟が殺されたり、もう簡単に入ってきて人を刺したりですね。

この辺は、要するに人の痛み、自分の痛みもわからない、だから人の痛みもわからない。コンピューターはもう使い終わったらリセットができるんですよ。パソコンでも何でもゲームでもリセット、もう一回やり直すと。人間はリセットができません。記憶領域でもあるいは人間死んじゃったらもうそこまでですね。その辺の実体験、実生活の中の感覚がやっぱりないんじゃないかと思えます。

先ほどのアンビシャス広場のことともかかわるんですが、やはり人間は、小さいころから汗をかいて涙を流して、場合によっては血を流して競い合いあるいは助け合い、協調の中で社会性を身につけていくということが非常に大事だと思えます。ですからこの本をぜひ一度お読みになって、これは立派な方が書かれたものですから、こういうふうなものの危険性についてよく認識していただきたいと思えます。その上でこういうようなゲームを、学校で余りしたらつまらんぞという言い方はされているかもしれませんが、もうある程度ははっきり言ってですね、そしたら親も言いやすいと。先ほどもちょっと言いましたけど、ゲーム持っとらんと仲間外れにされるとかいうものがあって、学校がそこまで言うものかと、本当は家庭の問題と思えますけど、やはりもう学校もやっぱこれは問題だということを認識されて、どこかでそういうのを出されるということが非常にいいことじゃないかと思えます。こういうふうなことで、指導をぜひお願いしまして、前向きのご検討をお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月28日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時39分

~~~~~